

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 一般質問

議長（増田 清君） 日程により、一般質問を行います。

質問順位8番。1、市長の政治姿勢について。2、来年の市長選挙について。3、財政問題について。

以上3件について、9番、増田榮策君。

〔9番 増田榮策君登壇〕

9番（増田榮策君） 通告に従って、順次質問させていただきます。

最初は、市長の政治姿勢についてでございます。

私は、平成16年の12月の定例会でも、当初予算の編成方針に臨み、財源不足が免れないような苦しい財政事情は、その先、市民生活にどのような影響が出るか、だれにも予測がつかないが、市民サービスが低下するか市民負担が多くなるか、いずれにしても、影響が目に見えて出てくることだけは確実に避けられそうにもない状況と言え、そうです、と発言したことがございます。

さらに、そのときの発言で、こうした事態になるおそれは数年前から予見できたことで、見通しの甘さ、行財政改革の先送りが今日の結果につながったのではないかと発言したことを、今でも記憶しているわけでございます。あれから3年が過ぎ、今日、下田市を取り巻く状況は変わりましたか。行政として市民生活に明るい希望の持てることを提供できましたか。その間に市内の雰囲気はがらりと変わり、市中経済は最悪、空き店舗は増加し、一部の系列店を除き、人も余り動いていないような町になっていると、言っても過言ではございません。

市中の各種の経営者の中には、開けていることが仕事だったが、もうそれをやっても意味はないという空気になっていると、現在の状況を言っております。この状況を漏らす人もいるわけですが、行政も苦しいからといって、次々と市民に負担を増やしていくことに対し、市民はもう耐えられないところまで来ているというのが市民の切実な声でございま

す。

市民負担も限界ということに、市税の滞納増加が数字であらわれていることは明白でございます。負担軽減について真剣に考えるべきではないかと私は思います。一例を挙げれば、例えば国保の資産割。収入がなくても資産があれば重い負担をかける下田方式は再考すべきではないか。負担が重ければ当然払えない人も出てくる。さらに不足分は払える人から取る方式にならざるを得ない。納付の格差がますます拡大する不公平は、一向に改善されていないのではないか。下田市 内の実態経済からして、重い市民負担をどうとらえているのかお聞きいたします。なぜ、税収をふやす 施策を考えてこなかったのか、市民 負担を求める前に考えるべきではなかったろうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、各種の値上げについて。これまで介護保険、国民 健康保険、ごみ袋、各種の手数料、また職員の手当が見直され、さらに、今定例会では 上水道、下水道、田牛集落排水等の使用料が改正されようとしているわけですが、このように短期間に各種の見直しや値上げが集約されるのは、どのようなことが1番の原因か。財政の悪化か、ほとんどの施設の老朽化が進んでいるためか、少子高齢化が進んでいるためか、滞納が多いからか、それとも次の値上げ時期が来ているからか、財政見 通しを誤ったからか、国の三位一体の改革のせいか。ともかく、市民にその辺のことをわかりやすく説明をお願いしたいと思いま す。

引き続き、ベイ・ステージは、自治省のリーディング・プロジェクトとして3億5,000万円の予算で、平成12年の9月建設されたものでございますが、建設当初から利用入館者が少なく、起債の償還、維持管理費に大きな負担になっているわけでございます。その後、指定管理者制度が導入され今日に至っておりますが、管理者制度導入後の運営状況はどうかお聞きいたします。

また、この管理者制度導入により、観光協会が下から2階の部分に移転、あわせて民宿連合会も移転を余儀なくされたわけですが、移転した2階部分における利用客は、伸びるどころか減っている現状であるわけでございます。原因は利用客がほとんど車を利用しているため、駐車してから2階に来る人はほとんどいないのが現状でございます。しかも、2階の展示室は余り利用されていない実態があるわけですが、問題なのは、2階の展示室の空調に1階店舗のにおいがダクトを通じて室内に流れ込むことが問題でございます。全体の利用促進と有効活用を含め抜本的な見直しが必要と考えますが、新年度予算で対応するのかどうか、含めてご答弁をいただきたいと思いま す。

次は、勤勉手当についてで ございます。

11月の臨時会で可決されましたが、この勤勉手当について当局の説明にいささか疑問があるので、改めて質問させていただきます。

私、個人の考えではございますが、勤勉手当は使用者側が後で負担にならないように考え出された手当で、本来は基本給与に組み入れられるべきもので、手当の名をかりた基本給であると私は考えます。県職の管理職、OB、または現職職員、市職OB、その他会社の経営者等に、この勤勉手当について聞いてまいりましたが、納得のある説明はだれもできませんでした。基本給ではなく、なぜ勤勉手当という手当にしなければならないのか。勤勉手当はなぜ一律なのか、当局の勤勉手当に対する明確な説明をお願いいたします。

現在、景気の低迷する経済下においては、公務員に対する見方も大変厳しくなっているのが現状でございます。市内最大のサービス産業である市役所はどうあるべきか、先ごろの臨時会の賛成討論の中に、優秀な人材を確保するために必要との発言がございましたが、倒産、失業のない職場においては働き手は多く、選ぶ方が大変。それよりも心配することは、入った若者が見切りをつけて他に転職することの方が心配ではないでしょうか。職員の手当等は、レポートや提案制度の実施により優劣が関係するかどうか。これまで、当局は評価制度を実施するとしておりましたが、実態はどうであるか含めてお聞きいたします。

次は、空き店舗対策として、市長はリノベーション等、お金を使って市内の空き店舗対策に取り組んでいたことは認められることと思いますが、その成果についてどうであったか、お聞きするものでございます。現在、下田市内に系列店が次々と開店し、近く南伊豆町にもオープンすると言われております。既存の店は次々と閉鎖されていきます。地域コミュニティーとしての町が消えつつある、その対策として始めた施策は何らかの効果があったのかどうか。今後どのような対策をとられていくかお聞かせください。

都市計画についてでございます。旧町内の道路は、江戸時代、防御のために交差点を食い違いにしたと言われておりますが、これらは、ほかに類を見ない文化的価値があるという意見と、現在の車社会に対応できないために、まちづくりのマイナスになるという意見がございます。かつては車が至るところ渋滞し、車をスムーズに流す目的で、苦勞の末できたのがマイマイ通りでございます。ところが、現在では駅前の一部を除けば、ほとんどの渋滞はなく、いつの間にか都市計画という言葉も使われなくなったわけでございます。市民からは都市計画のためとして税の形で徴収している都市計画税は、目的税でもございます。今定例会で税の見直しをする考えと答弁しておりますが、現在、都市計画基金はゼロ。将来、高規格道路伊豆縦貫の着工をにらみ、大幅に都市計画を見直すとしていますが、車の渋滞を解消す

るだけではなく、車を誘導し都市の再生へと重きを置く 施策に力を入れるべきではなかろうかと私は考えますが、都市計画そのものが絵にかいたもちになっていないか、優先する 今後の計画とあわせてお聞きいたします。

次は、来年の市長選についてでございます。

石井市長に、私の思いを率直に聞いていただきたいと思います。議員になって、これほど下田が経済的に悪くなったことを想像できませんでした。平成 16年 12月定例会の中でも述べたことですが、財政危機を招く流れをとめられなかったことは失政ではなかろうかと、私は発言した記憶がございます。市長出馬の公約の主なものは、前市長が残した起債の批判、これからの負の遺産というべき起債に対し、財政再建、観光立市としての施策、行政への民間の発想を入れるということなどであったと思います。残念なことに、現状は表現のしようのないような閉塞感、いかんともしがたい景気の低迷、これから先の下田に希望や明るい兆しがあるでしょうか。

今月、11月 25日の伊豆新聞の投書欄に次のような投書がありました。それによると、十数万円の年金と妻のパート代で家族 4人が暮らしているアパート住まいの人が、長男に生命保険 1万 5,000円を出してもらっている、日常の生活費はぎりぎり切り詰めることができても、自分の兄弟等の葬儀の義理は欠くことができない社会をどう生きてほしいのでしょうか、という内容でございました。

ちなみに、平成 18年の市民税課税標準額で見ると、約 77.2%が 20万円以下でございます。そのうち、約 43%は 10万円以下でございます。市民の声なき声として、今期で市長を勇退していただき、今の下田に必要なことは、新しい発想を持った人が、この閉塞感を打ち破ることが流れを変えるのではないかという期待もあるという市民の声もございます。政治評価が二分しているわけでございます。市長として、それだったら、だれかが出馬して戦えと言いたいところですが、倒産しかかった会社に乗っかって、おれに社長をやらせるという人はどこにもいません。これと同じで、市長選を戦うエネルギーを持つ人は現在はおりません。しかし、空席になれば、いずれはだれかが出てくるものと期待し、信じる声もございます。選挙により政策の議論が高まり、下田の将来について市民一人一人が考えなければならぬ。流れも変わらない。上に立つ人が変えなければ何の変化もない。新しい政策議論なくして、下田の現状を打破することは不可能と私は考えます。

石井市長は、自らの行政手腕に行き詰まりを感じていませんか。来年の市長選に事実上の出馬宣言をした石井市長でございますが、公約は出馬の意思表示と同じ。同時に出すことが

市民に対する責任の一端と私は考えますが、いかがでしょうか。

最後に、財政問題についてでございます。

平成 19年度予算をベースにした、平成 20年度から平成 23年度までの4年間の財政見通しでは、平成 18年度末の公債費残高を繰り上げ償還や借りかえによって改善するとしていますが、問題は税込であり、現在、収納率を 96.5%としていますが、現状を考えた場合、さらに値上げ等のマイナス面を考えた場合、あわせてこの影響がないとは言えないのではないかと考えます。

これまでも多くの財政見通しを出していますが、2年程度は、ほぼ数字に差がありませんが、3年以上の見通しは、ことごとく数字に食い違いが出てくるが多かったような気が私にはします。今の下田を手短かに表現すると、収入のない人が借金に追われるサラ金地獄と同じでございます。予算配分は最も重要、投資的経費は約 2 億円程度、現状は公債費比率改善のために起債の繰り上げ償還、借りかえに配分の比重を置いているのが、今後生じてくる財政負担の中身ではないでしょうか。

施設の老朽化、維持が今後多くなるのは予想されると思いますが、財政悪化の原因は、まさにいろいろあると思います。今まで重要である点について甘く考えていなかったか。いずれにしても、原因としては次のことが挙げられると思います。1. 景気など社会の動向、景気の波による税込の減少。2. 国の施策による交付税や補助金負担金等の変更。3. 地場産業の衰退。人口減少、高齢化などによる税込の減少。4. 一部事務組合財政負担の増加。集中した施設建築物の老朽化。維持管理費の高騰。修理補修などが考えられます。

これらの予想を考慮したかどうか。結果的には、現状の財政状況を示しているわけでございます。平成 22年までに起債約 200億円以下にすると、平成 18年から言い続けているわけでございますが、予算が市中経済活性化に結びつかない政策では改革とは言えず、財政再建を脱するのは大変厳しいと考えます。財政の健全化とは、起債が 200億円以下になったときなのかどうか。平成 26年には、公債費が許可団体基準の 18%を下回る見込みとしているわけでございますが、6年後の下田の経済を想像してみてください。よくなると思えません。よくなる要素があったらお答えください。

また、集中改革プラン及び総合計画実施の結果とあわせて、最終的に市民負担の増加という袋小路に、そのツケを求めているかどうかお聞きいたします。

以上が私の主旨質問でございます。

議長（増田 清君） 当局の答弁、お願いします。

番外。

市長（石井直樹君） 市内経済の疲弊感、こういうものに絡めまして、議員の方からは市民負担の軽減というような投げかけでございました。

まさに、議員のおっしゃることはわかりますが、議員も私以上に長い行政経験の中で、なぜこのような状況になったのか、決して今までの流れを批判しているわけじゃありませんで、財政という中で、一番やはり私自身も心配しておりました市長になったときの思いの中で、予想以上に大変厳しい財政状況であったというのが、まず一番最初の思いでございました。この景気の悪さ、それから財政の悪さというものを下降をとめていく。いわゆる、どんどん下がっていくのをいかにとめていくかというのが、一番最初の仕事であったというふうに思っています。何とか横ばいにしたい。あるいは少しでも上昇へ持って いきたいというふうな、大変な苦勞の連続でありましたし、また反面、非常に困難な道のりでありました。

やはり、議員がおっしゃるように、市の財政の収入をふやす見込みというのが、なかなか施策の中でも見つからなかったし、やはり、これはもう全国的な流れ、都市部にだけ景気が集中してしまう、この地方の疲弊感というのは決して下田だけじゃなくて、いろんなところに起きている現状であると思います。

しかしながら、健全なレベルまで持って いくには、あとまだ数年はかかるという認識は今持っております。これが財政計画の中で示されている状況 中であります。今現在は、この健全レベルに向けて 具体的なレールを引いているというところでありまして、これに対して今私が求めているのがこの仕事であると。やはりレールが引かれて、少しでも財政の再建の道が開けてくることが 将来の夢につながる、こういうような考え方でやっているんですが、これはなかなか簡単に、すぐそれが実現に向かっていくというわけではありません。

なるべく市民の皆さん方にも、そういう負担をかけないという施策をやってい くわけですが、しかしながら、行政には予算編成という大きな市の運営をするというものがあります。これは、もう毎回の議会の中で議員の皆さん方に審議をしていただきまして、毎年毎年、この予算をつくり出す わけであります。ですから、なるべくは市民の皆さん方の要望も聞きたい。あるいは行政がやらなければならない施策も、少しずつ予算をつけてやっていかなければならない。こういうところでもありますけれども、この中で、今回の議会にも各種の値上げというものも出ささせていただきました。その原因が何かとか、もう少し市民にわかりやすく説明をしる、これは、いろいろな委員会の中でも、あるいは議員の個別の皆さん方に

も説明をさせていただいているわけでありませす。そして、市民の皆さん方にこれを理解していただく一つの大きな、窓口というのは、議員の皆さん方のお力添えというのが大変大事であろうというふうに、私は考えております。

常日頃、やはり住民の代表であるということをおっしゃっているわけですから、できる限りいろんな場面で、なぜこのような値上げに至ったのか、あるいは、しなければならない状況なのか、こういうことは、ぜひ、皆さん方からも声を大にして、市民にわかりやすく説明をしていただく機会を持っていただきたいと思います。ただ値上げを批判するだけじゃなくて、なぜしなければならない状況なのか、その背景にはこういう状況がある、あるいは他市との比較をした場合にこういう状況なんですよという説明も必要である。やはり受益者負担というものもある、こういうことを、しっかりとお話をさせていただきたいというふうに思います。

ベイ・ステージの管理状況というのは、指定管理者になってから少し流れが変わりました。この指定管理者になってからの形態というのを見ておきますと、確かに観光協会が2階になったということで、いろんな弊害も出ている部分もあるかもしれません。しかしながら、1階部分の出店をしたところのにぎわい等を見ておきますと、反面、お客様にとってはいい状況下になっている部分もあるわけでありませす。

ベイ・ステージの管理状況の中で、1つだけ今、2階の市民ギャラリーの部署が、空調関係のもので大分状況が悪いというようなお話もありませす。これはもう、前からそういう状況になっているわけでありませす、現場も私も前々から気になっているところでありませす。この部分をもし直すということになると、基本的には大変大きな、また財政支出になってきませす。この部分に、例えば別個に家庭用エアコンをつけるというような形のものも考えたりなんかしたことがあったんですが、果たして、そうしたから臭気が上まで来ないという保証もないという中でありませすが、やはり市民が使うギャラリー等でありませすので、いろんな考え方がこれから出てくると思いますが、ひとつ議論はしていく必要があるのかと思います。ただ、質問として新年度予算に手当してあるのかということであれば、これはしてございませせん。

あと勤勉手当と、それから勤務評価の進捗状況というご質問でございませすけれども、これは前々から議員の質問の中にもあったことでございませす。明確に総務課長の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

空き店舗対策の問題でありませすが、これに対しましては、従来この市にとりませすも、あ

るいは、もうこれはどこの地域でも中心市街地の問題ということで、周辺地域の大型店の出店に伴いまして、どんどん増えているというような現状は否めないというふうに思います。過去に下田市におきまして、空き店舗調査というよりか、空き家調査というのをさせていただいて、いわゆる、今現在取り組んでおります交流居住というような問題点も含めて、かなり先行的な調査であったというふうに思います。現在でも、いろいろなご商売始める方が市に来て、空き施設というんですかね、そういうところの問い合わせなんかがあって、有効に利用されているというのを担当から聞いたことがありますので、決してむだな事業じゃなくて、これを1度やったことが大きな財産になっているというふうに思います。

議員がおっしゃる、この空き店舗がどんどん増えているということは、何か市の方の対応が遅れているのではないかなというようなご質問だというふうに思いますが、今、この全国的な問題になっている商店街の空き店舗対策でございますけれども、やはり原因は、ご商売ができなくなって倒産をしてしまった倒産型、それから経営者が高齢化で後継者がいないよという中での後継者不在型、この2つに分類ができるのではなかろうかというふうに思います。

やはり、空き店舗の発生ということは、当然1店、1店閉めていくことによって商店街が疲弊をしてしまうわけでありますが、やはり、これは個別の商店が、それぞれがどういご商売をしていったらいいのかなというような形で、もう努力をするしかない。これは、まず1点基本的にはあろうかと思えます。その中で、今現在、商工会議所がこの空き店舗の調査を実施中でございます。この12月現在で調査対象物件82件。この調査結果をもとに空き店舗情報を確定したいということをおっしゃいます。

それはつまり、店舗を貸す意思があるのかとか、あるいはもう閉めたままそこが居住ということになっているために、例えばトイレとか玄関が店舗と自分の居住と一緒にしている。こういうことを考えますと、決して後、もう貸すつもりはない。このまま自分の居住場所として住むというような認識を持っている方々もいられるわけでありまして。また、そこを直してまで、改築費用をかけて貸すつもりはないとか、いろんな調査状況が入っているようでございますが、これは市の方も商工会議所の空き店舗調査が終わった段階で、またご相談しながら何らかの施策をしていく必要があるのかなと、こんなふうに考えています。

都市計画の問題でございますけれども、先般の中で都市計画税は目的税で、この使い道という他の議員さんからもご質問があったわけでありまして。現在、市が都市計画を決定しているのは、まだ未着手の事業というのは2つほどあります。これは都市計画道路として中島大浦線、それから中原岩下線の2つの事業であります。この2つの路線につきましては、もう

既に何回も地域の方々と議論した結果、この都市計画の決定が昭和 32年に行われておりまして、現在では大きく道路状況というのが変わっておりますので、特にマイマイ通りができたということに伴いまして、この2つの路線につきましては、まず不要であるというのが地域の声であります。

町なかの声でありますけれども、太鼓祭りが 似合い、歩いて楽しいまちづくりをするためには今のままの方がよい。 こういうような声も出ておりますので、この2路線につきましては、とりあえず 廃止をするような方向で、今検討をしているところであります。近いところでは、市道敷根 1号線が伊豆縦貫道のアクセス道路として都市計画をして、線形の悪いところがありますので、その辺のところは交差点、こういうものを改良しなければならないというような問題点が出てこようかというふうに思います。

議員のご指摘のとおり、今後の この都市計画事業を進めるためには、財政的にも準備をしていかなければならないと思いますので、今後は財政サイドと十分連携しまして、何かまた新たな都市計画の事業計画、こういうものに向けて準備はしていく必要があるのかなと、こんなふうな考え方を持っております。

2つ目のご質問 であります、来年の市長選というようなことで、あなた勇退しなさいよというような大変きついご指摘がありました。私の気持ちは、先般の議会の中で述べたとおりでありまして、やはり合併の問題が、今大変大きなこの地域の将来性を抱えての重要事項であるというような認識の中で考えていくつもりであります。やはり、与えられた責任はしっかりきちんと果たさなければならない、こんなふうに考えているところであります。

伊豆新聞への投書のこと、私も読ませていただきました。やはり 大変な思いをされている。本当に、例えばおつき合いするために、そういう葬儀の問題とか、いろんな負担なんかもなかなか避けて通れない中での生活苦というようなことも感じておりますが、いかにやはり、この地域が住み やすくなるかということにつきましては、私だけの責任じゃなくて、やはり皆さん方といかに下田に合った 政策を一緒になって立案、実行していく かというのが、今の時代には求められておりますし、それが大事なのかなというふうに考えております。

財政問題につきまして、市がよくなる見込みがあるのかというようなことでございましたけれども、これは、議員がおっしゃったような国の施策と か三位一体の改革、あるいは地場産業の振興だとか、一部組合の負担金の問題とか いろんなことが出ましたが、これにつきましては財政のプロであります担当課長から、しっかりとご答弁をさせていただきたい、このように思います。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 勤勉手当の性格等につきましてのご質問でございます けれども、勤勉手当の定義といたしましては、端的に申し上げますと、職員の勤務成績に応じて支給される、いわゆる能力給という位置づけでございます。

公務労働者の勤勉手当が制度上新設されましたのは、生活給としての性格を有します期末手当と同じ昭和 27年でございます。支給額は、民間における賞与等の特別給の支給割合との均衡に配慮した上で、毎年示されております人事院 勧告に準拠することを基本といたしまして、職員団体との折衝を経て、さらに議会の議決をいただきまして、年間の支給割合が改定されてきた経過がございます。直近では議員ご指摘のとおり、先般の 11月市議会臨時会におきまして、初任給を中心として若年層に配慮した給与 改定とあわせまして、勤勉手当 0.05分の引き上げを議決していただいたところでございます。

ご承知のとおり、勤勉手当は毎年6月及び12月に支給されることとなっておりますが、支給に当たりましては、基本的には期間率と成績率に基づいて支給額 が決定されることとなっております。しかしながら、その支給額を算出する場合の根拠となります具体的な勤務評価の基準が、まだ定められていないという事情がございます、これまで勤勉手当本来の趣旨が生かされていないのではないかというご指摘、ご批判がございました。また、近年、社会経済情勢が変化する中で、民間企業におきましては、能力、実績を重視する方向、いわゆる成果主義、これに基づく人事 給与システムが見直しが加速されておきまして、公務の現場におきましても、その能力と実績に応じた適正な給与配分が求められてきていることは事実でございます。

そこで、これらの課題解決を図る ための一環としまして、勤勉手当における成績主義の推進策の具体化を図る方策の一つとしまして、給与構造改革が人事院から勧告され、ご承知のとおり本年3月市議会定例会におきまして、給料表の見直し及び職責に応じた給与構造への転換等を内容としました職員給与条 例の一部改正を行わせていただいたところでございます。給与構造改革を意図した給与条 例改正に係ります質疑の中におきましては、評価制度もできていない状況の中で、成績主義の導入を意図した給与構造改革の実施は時期尚早ではないか、あるいは条例を施行してから評価制度を研究、検討するというやり方は条例の提案に不備があり、手続的におかしいのではないかなどご指摘もございました。

その一方で、給与構造改革による評価 制度の導入は、運用によっては職員のモチベーションに大きく影響するので、慎重な配慮が必要であるというご意見もございました。

勤勉手当支給の指標となります評価制度の進捗状況につきまして は、これまで議員諸氏からお示しいただいた考え方をしっかりと受けとめさせていただきながら、評価制度のあり方について内部で話し合っただけではありませんけれども、職員の勤務実態を正確 に把握し、勤務実績を適切に給与に反映させる という公正、透明で納得される評価制度を確立するためには、また、おしかりを受けるかもしれませんが、まださらに時間を必要とするという認識でございます。

ちなみに、県内 23市のうち政令市の静岡市、浜松市を含めます 7市では、評価制度を実施、あるいは試行段階にあるというふうになっておりますけれども、多くの自治体におきましては、いまだ検討段階でございます、賀茂郡下の 5町 におきましても、成績評価による勤勉手当の支給調整は、現状まだ行っていないという状況でございます。

勤勉手当の成績率の反映につきましては、職場の多面性あるいは職務内容の相違などに十分配慮して、公平、透明な評価制度の整備を行って、評価する側、される側の理解を十分に深めることが必要であるということで、それが大前提でありまして、制度の成否、実効性のために、そういった要因を十分検討しながら、批判を受けたくないような評価制度の確立に努めていきたいというふう考えております。今後、先進自治体の取り組み事例、あるいは近隣市町の状況等を参考に、できるだけ早い時期に、皆様にご理解いただけるような評価制度を整備してまいりたいと考えております。

なお、レポートの提出につきましてでございますけれども、レポートの提出につきまして、現在、主査への昇格に当たりまして、その評価の一環としまして提出を求めている、そういう状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 最後のご質問の財政問題につきまして、ご質問をいただいております。

まず、議員の方からご質問いただいた要点で、第 1の問題といたしましては、現在の当市の財政状況が、このような厳しい財政状況に至った原因についてどのような原因が考えられるのかというところで、議員の方からのご指摘がございました。

まず 1点目は、景気の低迷による税収の減でございます。これは、いわゆるグローバル化といいますが、全世界的な要素もございまして、そういった意味では、景気の低迷というのは、日本に限って言えば、全国的な外国からの影響も間接的に受けながら、

かなり厳しい状況が数年続いてきたと。そういう状況の中で、当市も、漏れなく景気が低迷した中に観光業の衰退等もありまして、税収が減収になってきたと。

一方では、議員指摘の各種、いわゆる市独自の税並びにその手数料、使用料等の値上げによつての滞納も増えてきているのではないかとこの点はございますが、これにつきましては、また後ほど回答させていただきますけれども、いずれにせよ、景気の低迷による税収減、所得の減等、それから、それにあわせて収納率も若干悪化してきている。そういう状況の中で税の減収は、まず1点あるかと思ひます。

それから、もう1点、大きな要因としては、やはり議員ご指摘のとおり国の政策の大きな転換によります財源の確保の困難性であります。それは、とりもなおさず三位一体の改革に始まります、いわゆる地方交付税の見直し並びに国庫負担金の削減等々によりまして、市の財源も確保が非常に厳しい状況になってきているというところが、まず1点ございます。

もう1点、地場産業の衰退というお話もございました。これは先ほど言った、いわゆる景気低迷につながる事だろうと思ひますが、やはり、その地場産業もあわせて衰退をしてきているということであります。一方、そういった意味では、さまざまな施設の老朽化等々、それから義務的経費の増等がありまして、財源のいわゆる前向きな、そういった意味では、投資的な事業に対する財源の補てんが非常に困難になってきているというところも一方ではあります。そういったような要因の中で、当市の状況も、やはり厳しい財政状況に至つてきているというところでございます。

こういう状況の中で、この原因が、今までの、いわゆる行財政改革を後送りしてきた結果が今日の停滞を招いているのではないかとこのご指摘もありますが、それはそれとして、今までのやり方というのが、財政の構造もかなり変わつてきていると。1点を申せば、今言つたように健全化とは何だという議員のご質問にも代表されるとおり、その行政体の行財政の健全化をはかる度合いというものが、従来は普通会計ベースのような状態の中で、いろんな指標、いわゆる判断指標を定められてきた点も一方ではありました。それが国の一つの指導的な役割をなしてきたものですから、逆にそれが今度は連結的な、トータル的な財政運営を見るような指標に変わつてきたというところで、やはり国も各地方が疲弊してきた状態を看過できない状態になつたものですから、国としても、より強い指導をするようになってきたというところが、まず今の日本の各自治体を取り巻く財政状況の特色であると思ひます。

それを今後いかに改善していくかというのが、今現在、我々に課せられた使命であると我々は考えているところでございます。そういった意味では、よく論議される実質公債費比

率の改善も当然あります。それからまた、この12月には、多分いろんな指標のルールが定められてくると思いますが、それぞれの実質赤字比率とか、そういったそれぞれ連結型の各指標によって、各自治体の財政健全度をはかるという方向にまず変わってきたのは事実ありますし、国はそういう看過できない状況をいかに改善するかということであれば、それはもう国の指導によって、よくお話をさせていただきます実質公債費にあるとおり、従来であれば起債も認められていた範囲であっても、実質公債費比率の一定の範囲の以下で、財政力に将来的に非常に不安のある自治体においては、それなりの起債も制限しますよと。それは国としては当然の指導でございまして、そういった状況の中で、本市の場合も、起債も制限されるという状況が今現在起きている状況であると。

逆に言うと、先ほど申し上げたとおり、我々としたしましては、この危機的な状況をいかに改善し、今後改善した結果、前向きの投資的な事業にも投資できるような体質にまず立て直すというのが、まず我々の使命であろうというふうに考えているところであります。

そういう状況の中で、まことに市民の方々には、集中改革プランを代表といたしまして、各種行財政改革を18年5月に集中改革プランを作成した以降、実施に移させていただいているわけでございます。そういった中には、それぞれ公共施設の使用料等々の値上げや手数料の値上げ、また今後、各税の見直し等もあるという前提があるわけでございます。そういった意味では、国の政策自体が、地方分権の中で各自治体の身の丈に合った、財政力に合った運用をなさいという方向に、今変わってきているわけでございます。

地方交付税がそういう形でルールを変えてきたというのは、そういうところにあるわけでございますので、我々としては自分たちのなし得る最大限の努力をした中で財源を確保し、その財源を確保した中で、それぞれ今後の下田のあり方を、いい方向に導いていこうというのが、市長を初めとして我々の責務だと考えておるわけでございます。そういった意味では、現状が今どうであるかということについては、非常に先ほど申し上げたとおり、るる原因によって厳しい状態にあります。

しかしながら、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、今後、実質公債費比率が改善するであろうという推計では、26年度を18%以下に今の段階では持っていけるだろうという推計で、今、実質公債費比率の財政健全化計画を立てさせていただいているわけです。それは先日もしも申し上げましたが、あくまでも現状は、それを少しは我慢をしていただくというか、まことに言い方は大変失礼でございますけれども、当面は投資的な事業については、なかなか厳しい状態が続くかもしれませんが、その体力をまずつけさせていただくところで、

26年という年限を一応は想定をさせていただいているわけでございます。

しかしながら、一方では、今回も後ほどまた議案として上程させていただきます、いわゆる上下水道の使用料、また集落排水の使用料等の値上げについても、これは先般の全員協議会でご説明させていただいた公的資金の償還金、免除の繰上償還ということをまず前提に、これも一つの行財政の改善に一つのつながる手法として、我々はとらえさせていただいて上程をさせていただく予定になっているわけでございます。

これを、またお認めいただいで実施できれば、逆に言うと、先ほど申し上げた公債費比率の適正化計画の平成26年度まで待たなくても、まだ二、三年は前倒しで改善できる余地もあるわけでございますので、そういったことも踏まえて、我々としてはできるだけ早く当市の財政状況の体力をまずつけて、それから今後の前向きに打って出るという体制を整えたい。それには、まず今現在ある状況を改善しなければならないということで鋭意努力しているところでございます。

そういった意味を含めまして、議員の方からは、過去数カ年の財政見通しについて非常に現実と乖離があるというか、結果としては乖離が出てくる、二、三年後には全然数字が違ってくるのではないかというご指摘がございました。しかしながら、議員のおっしゃっている意味合いが財政見通しとの対比という意味合いなのか、ちょっと私どもわからなかったわけですが、現実に今対比するのであれば、いわゆる財政見通しに対して決算がどうであったのかということところが、一番のポイントになるかと思うわけでございます。

そういった意味で言えば、ちなみに参考までに申し上げますと、平成17年度までは、いわゆる財源は捕捉できる財源として歳入を捕捉し、歳出は、いわゆるすべて市民要望等々の事業を実施するという前提で、17年度までは財政見通しを出させていただきまして、ご案内のとおり、今後5年間は43億の赤字になる見通しだというような話をさせていただいた経緯が、過去においてあったわけでございます。

それでありまして、これから集中改革プラン等々で改善するというものは実質的に反映されないものですから、昨年18年度からの財政見通しは、いわゆる収支バランスをとって、歳出において、また歳入においても集中改革プランという各種行財政改革を踏まえた上での財政見通しということで、方向を切りかえさせていただきました。

そういう前提ではございますけれども、平成17年度の財政見通しでいきますと、歳入においては65億1,900万という、17年度11月に作成いたしました18年度の財政見通しはそういう歳入でありましたけれども、決算額でいくと73億2,900万ということで、約8億円ほどの増

というふうに結果としてはなったところであります。

一方、いわゆる 18年度の財政見通しでいきますと、歳出でいきますと、72億9,700万が70億3,900万ということで歳出が削減できたということで、そういった意味では実質収支が2億6,900万ほど黒字になったと。財政見通しでは赤字の想定をしているわけですが、当然財政運営上は赤字になるわけにはいきませんので、決算的には、要するに歳入歳出バランスがとれるか、もしくは黒字ということになるわけでございますので、原資的には約2億7,000万ほどの黒字になったという実績もあるわけでございます。

そういった意味で、確かに財政見通し上は厳しく、歳入は厳しく、または歳出はそういった意味では何て言うんですか、抑えてというようなかたい部分も、一方じゃ見方としてはあるかもしれませんが、決してそれは意図的なものではなくて、我々としては歳入財源をできるだけ堅実な見通しの中で捕捉いたしまして、見通しを立てていくわけでございます。

そういった意味では、申しわけないんですが、財政見通しの二、三年後の乖離というものは、今議員からもおっしゃったとおり、各種要因が国の制度の改正なり、また全世界的な経済動向等によっても非常に左右されるわけでございますので、財政見通しが財政見通しどおり今後進めば、我々もそういった意味じゃ苦労しないわけございまして、いろんな要因が出てきて、現実的に財政見通しどおりにはならないというのが現実だろうと。だから、むしろそういった意味では、財政見通しに対して各年度の決算がどうであったのかというところで、それなりの判断をいただければというふうに考えているところであります。

以上、大体そういったところで、最後になりますけれども、では、財政健全化とは何ぞやというところでございますが、それについては先日来のお話もさせていただきましたが、今の段階では、集中改革プランを前提とした各種行財政改革によって、まず収支の全体のバランスをとる中で、できるだけ健全化のまず体力をつけると、そういう中で、それなりに財源が捕捉できる状態になれば前向きな、いわゆる投資的な事業等にも前向きに対応できるような時代が来るであろう。そういった意味では、当面目標となるのは、平成26年の実質公債費比率の改善、また平成22年までの200億の起債の残の減額という努力も、当然継続していくわけでございますが、そういった中で財政的に健全化できれば、今後は前向きな形で健全化という状態の中ではいけるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 今、財政問題について課長の方から懇切丁寧なあれがあって、私が考

えていたこととほぼ同じであったと。期待したような答弁でした。これは非常に難しいところがあります。ただ、私がここであえて言いたいのは、平成 22年までに起債の償還、借りがえ等を実施して、投資的経費がますます少なくなっていく。現状においては、例えば観光立地の下田としては、油が今 150円をはるかに、優に超えているんです。年末にはまだ上がる可能性もあると、こういうあれが出ていて、ますます経済的な不況、市民の出費が多くなる中で、体力的に平成 26年までの市役所の体力を回復するまでに、市民の方の体力がなくなるんじゃないかな、私はこれを一番心配しているんです よ。

ですから、この財政見通しというのを根本的に考えたときに、税金を今まで私グラフにして見ました。でも、やっぱり七、八千万からの税金が落ちているんです よね。これは我々の予測を、今まで議員になってからの予測をはるかに超えているんです ね、この税金が落ち込んでいるのは。だから体力がなくなるまで、市が体力をつけると言っているんだけど も、市が体力をつけるまでに市民の体力がなくなるんじゃないかっていうのが、私の一つの財政見通しの中で言いたいところなんです。その点 は課長の答弁でほぼわかりましたけれども、じゃ、これが3年少し前倒しによくなるといっても、やはり市民の負担というのは避けられないじゃないのかな、また そこが心配なんです。避けられないでいけるのかいけないのか、その辺のところだけひとつもう一度お願いします。

今のこの財政問題、本来ならば市長さんに、この財政問題を本当の市長さんの口から私は語っていただきたかったな、そういうふうに思うんですけれども。市長、大変私も言いにくいことを言って申しわけ ないなと思ったんですけれども、これが、本当の市民の声が二分しているんですよ。市長の評価を二分しているんです、現実には。

そこで、私が先ほど聞いたとおり、市長にただ一つ私聞きたいのは、市長の手腕というのに自分で行き詰まりはないかどうか、これだけ1点、市長にお伺い いたします。

それと、ベイ・ステージの現状の空き店舗の様子、確かに魚臭いのだよね。課長も知っているとおりに、よく職員がやってくれました。何回も何回も来て見てくれまして、うちの方も空気清浄機やら、またはいろんな手だてをやってみました。消臭器とか 消臭剤を置くとか。やはり、あの臭さは消えないんですよ。これは何とかしなければ、あそこの店舗なんて、長く借りていく人は僕はないと思うんです。これは早急に何とか改善してほしいな。

市長が、新年度なんて予算なんか盛り込む気はないよと、こういうことなんです、できる限り、やっぱり入っている人の利便性、それからベイ・ステージのこれからの使用を考えたら、やはりある程度の決断を持って実行すべきではないのかな、こういうふうに思います

ので。じゃ、そのままにしておけばいいのかという議論にもなりますが、その辺のところを何とか考えてほしいというのが切実な考えでございますので、もう一度 答弁をお願いします。

それから、都市計画ですが、もう都市計画は、はっきり言って破綻していると思います。財政的にも。私は一番思ったんですが、赤間線の国道からの入り口の取り合い、もうかなり前から指摘されているんですが、あそこだけは何とか都市計画に盛り込んでやるべきではないのかな。今赤間を迂回していく朝晩の車というのは非常に多いんですよね。ところが入り口が狭いために車両が突っかかって交換できなくなると、こういうようなことが生じているんですが、あれをすれば相当の駅前の迂回路の緩和には なると思うんですが、市としてはあの辺のことを都市計画でどのようにとらえているのか、将来的にどのようにするのか。その辺のところを計画があったら、もう一度お願いいたします。

それから、勤勉手当でございますが、課長からこれも親切丁寧に と思いましたが、勤勉手当というのは、はっきり言って、明確にこれだというのがないんですよね。それに勤務評価がなされていないという答弁がございましたが、たしか当局の答弁では勤務評価を盛り込むと、成果主義にするということをやっていたような気がします。やはりこれを評価して、また成果に盛り込むということは、僕は至難のわざだと思うんです。職員とのやりとりで、これはもう絶対できない相談だと思うんです。そういう面を考えれば、勤勉手当というのは、じゃなぜ基本給に組み込めないのか。手当でなく基本給でなぜいけないのか。そういう議論もあったのか。それともなかった。その辺のところをちょっとお願いいたします。とりあえず、それだけお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 市長に対して、行き詰まりがないのか というようなお話でございますけれども、いわゆるトップがそういう気持ちになったら、改革というのは前へ進まないですね。やはり大変な思いを持って、とにかくこの財政再建の、まず今の道のりというのは、将来に向けて、やっぱり夢を持てるようなものにしていかなければならないと、今ルールを引いているところなんです。ですから、これをとめるわけにはいかないという思いがあります。全く中途でありますし。何か、やっぱり中途半端にやってしまうというのは 私の性格からできませんので、できるところはもうしっかり。だから、いろいろ市の幹部の皆様と常にいろんなことを話しながら、一つ一つ何とか前へ向かっていくということをやっています。

ですから、財政部局の担当課長とすれば、大変厳しい中で、市長の意を酌んでこのような

改革路線、やっぱり目標を持たなければ前へ行けないですよ ね。目標がないと、ただ市民がこういうことを望んでいる、何が望んでいる、議員さんがこういうことをやってもらいたい。これを受けてやっていたら、本当に改革がどんどん中途半端になって遅れて しまう。だから、これは一つは私の性格かもしれませんが、やるときには何を言われようが、これに向かってやるというのが私の信念でありますから、私 の後にどなたがやられるようになるかわかりませんが、そういう方が、しっかり後を夢を持って施策が打てるような状況にとにかくしたいという思いで今進めておるわけでありますので、ぜひご理解はいただきたいというふうに思います。

ベイ・ステージの問題でありますけれども、これは本当に先ほど申し上げましたように、特に夏場なんていうのは本当にひどい状況になるのはわかっています。何回も足を運びますので、ああいうところに当時は市民の方々のいろんな展示とか、あれがあったときに行くと、確かに異様なにおいがして、えっと思うような感じは持っています。ですから手をかけたい思いがあるんですが、いわゆる観光のあれを移転をするというのは、本当に施設のいじくりということで大変な大きなお金がかかってしまうということで、なかなか現実にはできないということで、先ほど次年度の予算の中にもこれは組んでいないという形を言わせていただきましたけれども、また再度、現場へ足を運んでみたいというふうに思っております。

都市計画の方の赤間線の入り口というのは、前にも勝利議員の方からもご質問提案がありまして、お答えをした経過をたしか思い出しますけれども、大変またあそこも、あそここの場所だけでは、すぐに急なあれだったものですから、多分できないよという答弁をさせていただいた。担当課の方で将来性に向かって何か考え方があれば、少し答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 赤間のところの国道との交差点の関係なんですけれども、市長答弁がありましたように、過去から課題になっておることは認識しております。今回、伊豆縦貫自動車道を都市計画決定するということで、当然、アクセス道路であります 135 136号をどうするかも検討しなければならないと。その 135 136号を検討するということは、当然そこに交差する市道を検討、その交差点をどうするのかを検討しなければならないということで、議員の心配されているところにつきましても、現在、アクセス道路の国道の交差点改良の中で議論をさせていただいておりますので、できる限りそちらでいい方向を生み出したいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 勤勉手当に関する再質問でございますけれども、議員ご 発言のとおり、お考えのとおり、この勤勉手当に関連して評価制度を確立するということは、非常に難しいことでございます。それはおっしゃるとおりでございます。

そういった中で、なおかつ、この勤勉手当の性格というものは具体的に位置づけられておりますので、議員ご提案の基本給に組み込むことはできないかということでございますけれども、これは明らかに性格の異なるものというご認識をいただきたいというふうに思います。

ちなみに、もう既に先進地で評価しております内容を申し上げますと、例えば能力の面におきましては職務知識とか、あるいは企画立案能力、あるいは指導力とか対外的な折衝能力とか、すべてに対する理解、判断の力ですね。また態度については規律性とか、あるいは積極性、協調性、あるいは責任感の度合い、こういったものを中心に評価しているようでございます。

ただ、これを先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、職員個々に当てはめて評価していくといたしますと、非常に難しい問題が出てまいります。ですから、それを客観的に公正性、透明性を確保するためには、どのような方法を講じていかなければならないかというものを、今後時間をかけまして研究させていただきたいというふうに思います。

また、これは悪い例でございますけれども、中には人物評価といたしまして、陰気であるとか、あるいは不親切であるとか、のんきであるとか、さらにはわがままとか、神経質とか、そういったことを評価の中に加えている自治体も見受けられます。こういった内容になりますと、非常にこれは、要するに私見が伴ったり、あるいは主観的になったり難しい面がございますので、こういった評価の方法が一番いいのかというのを、これから先進事例も十分参考にさせていただきながら研究をさせていただいて、なるべく早い時期にその辺の整備、確立ができるように努力してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） ほぼわかりましたけれども、答えていない質問も まだ一、二点あるかと思えます。簡単でありますから、税収を増やす施策を今まで考えてきたかということもあるんですが、これも難しい問題で、ないといえばない、あるといえばあるというような大変難しい問題ですが、これからは、やはり下田の、今までは観光が地場産業的なものである。

その前は下田ドックが一つの地場産業といったようなもので あったわけですが、ここで、やっぱり市内一丸となって 税収をいかにしたら 増やせるかということも、いろいろ研究していくということも大事じゃないかなと思いますので、そういったことを施策として、また市内の財政再建の中でどういうふうな位置づけであるか、もしありましたらお願いいたします。

それから、市長さんの思いもわかりました。大変きつい質問であったろう と思います。しかし、出馬をされるという意思表示があった以上は、何らかの市民に対する政策なり、または公約も、私は出すべきだという私の思いがあって聞いたわけですので、別に他意はありませんので、市長も誤解のないようお願いいたします。

ぜひ、市長のお考えの財政再建を、強力な職員のバックアップのもとに、何とか1日でも1時間でも早くやってもらうことが、市民負担を少なくすることだと思いますので、その点のことを真剣に取り組んでいただくよう、そのことについてはお願い申し上げておきます。

じゃ、その税収のことをあれの中で考えているかということだけ、1点だけ。 ちょっとありましたら。なかったら結構です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 税収を、いわゆる財源を増やす一つの手法といたしまして、新たな税収といいますか、いわゆる税源を確保する考え方が検討されたかということであるかと思いますが、具体的に申し上げまして、経営戦略会議なり、また政策会議等で具体論として上がった経緯はございません。ただ、1点申し上げられるのは、そういった意味では、法定外普通税等とのことをおっしゃっているんだろうと思います。地方分 権の流れの中でどうであるかということだと思いますが、本市の場合、そういった意味では、議員のまず一つの根拠といたしましては、住民、いわゆる下田市民に直接また負担増を求めるような税目ではないのかなと、そういう意味ですよね。だから、そういった意味では、簡単ですがマンション税とか、そういった形だろうと思いますが、なかなか、いわゆる本市の人口もかなり減ってきている状況の中で、下田に縁のある人たちから、また税というか、そういったものを取りという方法がどういうものがあるかということについて、検討はしてみたいとは思いますが、今のところは、ちょっとなかなか難しいのかなというふうに考えています。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 税という形では負担になりますから、税という形ではなく税収という形で、市へ歳入の形で入ってくるようなものを考える必要があるんじゃないかと、そういう

ふうにあれしましたことで、非常にこれもデリケートな難しい問題ですので、こうしろ、あ  
あせいということは不可能だと、私も思います。

しかしながら、このままじり貧でいった先は、やはり市民の負担増という形にならざるを  
得ないのではないかなと。心配の意味でそういうふうに言ったわけでございますので、ぜひ  
そういう意味で財政再建、集中改革プランが成功して、また読みを間違えないようにやって  
いただくようお願い申し上げまして、これで終わります。

議長（増田 清君） これをもって、9番 増田榮策君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第72及び議第73号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第72号 和解について、議第73号 損害賠償の  
額を定めることについての2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第72号及び議第73号のご説明をさせていただきます。  
お手数ですが、議案件名簿の1ページ及び条例関係等説明資料の1ページをお開き願います。

議第72号 和解についてでございます。

平成19年2月22日午後7時45分頃、下田市が管理する市道敷根1号線において、道路 のり  
面からの落石により、軽自動車を運転中の相手方が受傷した件について、次のとおり和解す  
るものでございます。

相手方につきましては記載のとおりでございます。

和解事項につきましては、下田市が相手に対し損害賠償金を支払うものでございます。相  
手方は下田市に対し、本件に関し裁判上、裁判外を問わず一切異議、請求の申し立てを行わ  
ない内容となっております。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求  
めるものでございます。市道管理上の瑕疵により第三者に損害を与えたので、市が道路管理

者として国家賠償法第2条の規定により、賠償責任を負担することで話し合いを行ってまいりました。相手方には大変ご迷惑をおかけしたわけですが、ご理解を得られ、このたび合意となりましたので、和解についての議決をお願いするものでございます。

続きまして、議第73号 損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。議案件名簿の2ページをお開き願います。

相手方につきましては記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、214万6,789円でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内訳につきましては、治療費 48万8,260円、文書料2万1,850円、休業損害 51万199円。慰謝料 104万8,000円、通院交通費 7万8,480円でございます。

事故の衝撃によりまして車内にて体勢を崩し、頸椎椎間板症、左肩 関節周囲炎等を受傷したことによるもので、治療費、文書料、通院交通費につきましては実費、休業損害につきましては、事故前3カ月の収入から算定する自賠責休業損害算定基準をもとに、慰謝料につきましては障害の状況、通院期間2月23日から8月6日まで約半年間ではありますが、から算定する弁護士会交通事故損害額算定基準をもとにした額で、損害賠償の額 214万6,789円は、市が加入しております道路損害賠償責任保険の保険金として受け入れるものでございます。

なお、議第82号 平成19年度下田市一般会計補正予算(第5号)の歳入の2款諸収入5項雑入6目雑入1節保険金受入金、歳出の7款土木費1項土木管理費1目土木総務費 2節補償、補填及び賠償金につきましては112万6,480円で計上させていただいております。治療費 48万8,260円、文書料2万1,850円、休業損害 51万199円、合計102万309円につきましては予備費より支出させていただいております。このため、今回は差額の112万6,480円の歳入歳出予算計上となっております。決算では歳入歳出 214万6,789円となるものでございます。

また、その後の事故防止対策につきましては、4月に事故発生箇所付近93.5メートルなんですけれども、そこに高さ1.3メートルの木製落石防護さくを設置いたしました。

以上で大変雑駁な説明でしたが、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長(増田 清君) 議第72号及び議第73号について、当局の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第72号 和解について質疑を許します。

質疑はございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 和解に当たりまして、軽自動車を運転中の相手が受傷した件についてということですが、現場の確認はどのような形で確認をされたのかという点が1点であります。今の報告では事故の様子がちょっと明らかにわからない。事故の結果だけであって、どういう状態でこの事故が発生したものなのかと。それから、なお敷根道路につきましては、かつてやはり落石による事故があったかと思うわけですが、それらの関連も含めまして、この高島さんの軽自動車の様子と、落石が起きてこの事故に至る経過をどのように認識しているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

この結果でいきますと、大変な受傷をしたということですが、それは 73号の方になるのかもしれませんが、全治どのくらいの事故で、どのような形でこの事故が当局に報告され、対応する結果になったのか、そこら辺の細部説明をお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 経過でございますけれども、2月 22日 8時半頃ですけれども下田土木事務所さんの方から市の方に連絡がありました。なぜ土木事務所さんに連絡が行ったのかというのが、恐らく県道と勘違いされたのかなと思うんですけれども、それを受けまして市の方に電話がありまして、偶然市の職員がおられたものですから、建設課の職員じゃなかったんですけれども、すぐその報告のあったところへと、国道から敷根1号線に入るところの国道のところのスタンドで、急遽対応のためにそちらに車を運んだということで、その現場で状況を確認させていただきました。そこでいろいろ聞き取り、写真、石等なんかも参考に写真だけ撮らせていただきました。その翌日、建設課の方で現場を再確認いたしまして、事故の原因はイノシシが掘った石が落ちてきたというような推測をしております。そのような事故の状況でございます。

けがにつきましては、そのときはいつからいつまでの診断書というのは、けがが、こういうけがをしたので、いつまでに治りますよというような診断書でございますので、頸椎とかいろいろな部分の損傷ということで、そういった部分で通院が少し長引いたのかなということで、実質的には先ほどご説明しましたように8月6日まで通院をされたという、そのような状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） ちょっと、こう、なでたような感じでよく理解ができなくて恐縮です

けれども、どのぐらいの大きさの石が落ちてきて、車の方は被害がなかったのかあったのか。頸椎と申しますと、窓ガラスなりあるいは天井を破ってその石が落ちてきて頸椎に至ったのか。どういう経過で骨折に至ったのかということが、今の課長の説明だとちょっと理解がしがたいんですけれども、そこら辺、再度説明をお願いしたいと。

それから、車を下の国道沿いのスタンドまで運んできたという話ですが、これはレッカー車かなんかで運んできたのか、あるいは本人が運転をしてそこまで持ってきたのか。どのような方法で何時頃に下のスタンドまでおろして、そこで現場検証というんでしょうか、車両の検査というんでしょうか、する結果になったのか。警察や土木や市との関係はどのような調査や調整がそこでされたのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 説明が足りなくて申しわけないですけれども、頭ぐらいの大きさの石です。その下のところで、警察あるいは土木事務所と一緒にいろんな調査とかしていたかということでございますけれども、それはしてございません。そこでの確認はしっかりとしてございません。

それから、車につきましては、5月1日に物損につきましては、こっちから県の方へと報告をさせていただいております。12万9,181円の損害がありましたけれども、車についてはそちらで報告をさせていただいております。

骨折ではなくて、石が落ちてきたのがちょうど左前輪に当たって、その衝撃で体勢が崩れちゃって、その衝撃で肩とか腰とかに症状が発生したということでございます。車の移動につきましては、レッカーなのか自分で行ったのかというのは、ちょっと確認してございませんでした。

以上でございます。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第73号 損害賠償の額を定めることについて質疑を許します。

1番。

11番（土屋誠司君） 先ほど道路の保険で対応とありましたけれども、この予算書等を見

ると 112万 7,000円が保険で入っていて、あと予備費で 98万 9,000円対応となっていますけれども、これは保険が後からおけるといことなんでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 保険金は全額 214万 6,789円、これからおられるわけなんですけれども、全額一度にあります。ただ説明しましたように、予算上は予備費を使いまして今までの休業補償の分であるとか、そういった分支払っていますので、予算上はその差額だけを計上させていただいていますけれども、収入そのものは 214万 6,789円入ってきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 損害賠償の額とそれぞれの項目からいきますと、大変な事故であったのかなというぐあいに思うわけですが、治療費 48万 8,000円何がし、治療費については何カ月ぐらい、何日ぐらいの治療を、交通費等もあるようですので、どこでされたのかということが1点です。

それから、休業補償がありますので、これも何カ月、何日ぐらいの休業補償であったのか。それから、さらに慰謝料のところ、ちょっと大変大きな金額になっているわけですね。慰謝料ということになりますと、その性格がいろいろあるかと思いますが、どういう性格の慰謝料でこの額が算定されることになったのか、この点お尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 治療につきましては渋木医院さんと 共立病院さん、朝岡接骨院さんの3施設に通院されています。渋木医院 さんで48回、共立病院で2回、朝岡接骨院で65回の通院となっております。

休業損害につきましては、その間2月から8月まで通院されたわけですが、2月から8月までの休業、当初は3月、4月が主なんですけれども、3月が23日、4月が20日ということで、けがをされた当初はなかなか仕事ができない状態で休んだということですが、細かいいけば2月に6日、3月に13日、4月に20日、5月が9.5日、6月が4.5日、7月、8月が5日ずつ休んでおります。

慰謝料につきましては、慰謝料の先ほど述べました基準の中で、けがの程度、重症なのか軽症なのか、普通のけがなのか、それから今回の場合通院ですね、治療に要した期間によっ

て、当然期間が短ければ慰謝料も そんなに高くない。通院の期間が長ければ慰謝料もどうしても高くなる。けがも軽ければそんなにそれは大きくはならない。重症であれば当然大きくなるということの中で、総合的にその基準の中に当てはめまして計算した結果、この額になるということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 1 点だけ。この賠償の合意に至ったわけでありますが、その交渉の経過といいますか。当然交渉する、ある場合には弁護士同士でするとか、どういう形態で交渉をされて、この結果に落ち着いたのかという点と、先ほどの慰謝料の件でありますけれども、その性格についてどういうものであるのか。一般的には財産的損害とは逸失利益のことであり云々と、あるいは後遺症についての補償等、大きく2つの性格に分かれていると思っておりますが、どういう見解の性格のものであるかという点について、わかれば再度明確にさせていただきたいと。この2点を質問いたします。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 交渉の経過ですけれども、市の保険に入っているということで、建設課の担当職員が本人と交渉をするのが主でございます。その状況を保険会社にも報告しながら、保険会社とのいいのか悪いのか、どういう判断なのかというのを調整をとりながら、市としては基本的には市の担当者が本人と交渉をしてきたと。その過程の中で、どうしてもいろいろ本人の主張と市の主張とが、隔たりが多少どうしても出てくる部分がございますので、だんだん行き詰まりまして、最終的には市の顧問弁護士に相談して、これらを解決した形でございます。

慰謝料につきましては、性格につきましては、本人に長期的にけがとかいあるんな部分の中で非常に苦痛を与えたということがございますので、それらの中で慰謝料としてお支払いをしたということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 後遺症が残ることはない。本人に痛い思いをさせたからというだけだ、こういう理解でよろしいですか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 後遺症につきましては、ないという中での示談でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

2番。

2番（藤井六一君） 1点だけ伺います。

治療費とか文書料、こうしたのは実費ということで支払ってきたということですが、この214万6,000円がしかは、すべて保険対応という説明を伺ったんですが、この実費で払った分、いわゆる今回の補正に出していない部分、この受けがあるはずなんですけれども、これはどういう処理をされているのでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 今回の予算措置につきましては、先ほどご説明したとおり慰謝料と、それからその他の附属の手数料等についての補正で、保険金受入金で対応しているものでございます。

先ほど申し上げたとおり、療養費等、車両の損害の修理費等については緊急性があるということで、既に予備費で対応させていただいているところであります。したがって、予備費の歳入部分については、決算の中で歳入ということでの報告をさせていただくという形になります。

議長（増田 清君） いいですか。

2番。

2番（藤井六一君） 決算の中でといいますと、それまで、このお金の扱いはどういうふうになるのでしょうか。保険金はこれで既におりたんですか。これからおりるのでしょうか。おりたとすればその辺の、何かちょっと納得がいかないというか、わかりにくいんですけども。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 保険金はこれから受け入れるわけですが、予算上の保険金の受入金につきましては100円がしで予算上入っていますけれども、実際のお金は200円万入ってくるという形になりますので、そのことについては決算でご報告をさせていただくという形になります。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 73号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 49 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 議第 74 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 74号 市有財産（建物）の譲与についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第 74号 市有財産（建物）の譲与についてをご説明申し上げますので、お手数ですが、議案案件名簿の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

市有財産である岩下地区集会所を岩下区に譲与したいので、地方自治法第 237 条第 2 項の規定によりまして議会の議決を求めるというものでございます。

本件につきましては、県より市に払い下げを受けた経緯については 皆様方ご案内のとおりでございますが、ここで若干、本地区集会所の譲与に至る経緯を申し上げたいと思います。

本建物は、下田南高等学校の校長官舎といたしまして昭和 4 年に建築され、現在、建築後約 4 年を経過しております。平成 13 年当時、老朽化等のため、所有者であります静岡県で取り壊す計画が示されたところ、地区集会所がなく不便を感じていた岩下区民より、払い下げの要望書が平成 14 年 5 月 15 日に市長あてに提出されました。そこで市が県と協議したところ、譲与の条件といたしまして耐震修繕を行うこと、また地元への譲与には、少なくとも 5 年以上は地区集会所及び防災避難救護所等に供さなければならないとされたところでございます。

そこで、まず静岡県より市に、平成 14 年 7 月 25 日付の県有財産譲与契約書にて譲与を受け、耐震補強補修工事を一部地元の負担にて施し、平成 14 年 8 月 1 日より岩下区に賃貸を開始いたしました。以降、本年 8 月をもって 5 年が経過いたしましたので、このたび地元の要望に沿って、今年度をもって地区集会所及び防災避難救護所として地元へ譲与するという提案

をさせていただくものであります。

ちなみに、建物の賃貸料は当該建物の底地が借地のため、その借地料相当額の年額 20万5,449円で現在まで継続しておるところでございます。

お手数ですが本文に戻っていただきまして、1といたしまして、物件の登記上の所在地は下田市六丁目39番地5であり、2の譲与する財産は、現在も岩下地区集会所として使用されております建物で、形状は木造平屋建て、瓦葺き、昭和4年建築の4年を経過した、建築面積は102.25平米、約3坪の建物でございます。3の譲与の相手方でございますが、現在の岩下区長であります重杉 甫さんであります。

また、提案理由にいたしましては、市有財産建物を岩下地区集会所として譲与するためであります。

以上で、議第74号 市有財産（建物）の譲与についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 1点だけお伺いします。

岩下の地区は集会所の建物がなくて、これを使って大変便利になったということで喜ばれているわけですが、ただ、これを岩下区にすると、ただ1点ちょっとお伺いしたいことは、これを登記上はどこにするかということがあるんですよ。実は、私どもの柿崎の集会所も登記上は4人の名義にしているんですね。4人の名義にして1人が亡くなって、相続の判をもらうのに、また登記が膨大なものがかかると。

本来、そういうことは集会所ではあってはならないから、まあ一旦、市へ寄附しようかという話も出ているんですよ。これを岩下区にすると、登記上の名義はだれが必要になるかと思うんですが、私は本来ならば下田市に登記して、これを無償で使わしていた方がいいような気がするんですが、そういったものを考えると、かえって譲渡することによって非常に相続等の問題が出るんじゃないか と思いますが、そういうところの処理はどういうふうに聞いておりますか。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 議員がおっしゃるとおり、登記上の問題について現状、柿崎の関係もお話がありました。通常このままいきますと、通常のケースの場合には現在、区の

役員とか区長さんとか、そういった個人名で登記せざるを得ないということになります。逆に言いますと、岩下区というのが法人格がないものですから登記ができないということになるわけですが、そういうことも当然配慮いたしまして、現在、地元と協議を進めておりますが、地縁団体、いわゆる岩下区というものに対して財産登記ができる人格を持たせるという手続を進めております。

一応、地縁団体の認定については市の権限でございますので、その辺も含めて地元区並びに役員様、それから地元区民等と協議を重ねて、地縁団体ということで人格を持たせ、そして岩下区ということでの登記ができるように作業を進めているところであります。

以上です。

議長（増田 清君） はい、ほかにございますか。

2番。

2番（藤井六一君） ちょっと関連というか、実際うちの方の高馬の集会所は、私が区長のときに建設したので私の個人の名前に残っております。こういう例は市内たくさんあるんでしょうか。それで、今、地縁団体ですか、そういう指導をしているということですけども、ほかの地区に対してはそういう指導を今後されるんでしょうか。ちょっと関連で申しわけないけれどもお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） ほかの地区の事例というお話ですと、新田区というところが既に地縁団体で、たしかになっているということで、登記等もやっておられるというふうに聞いております。

高馬区を初めとして、同じようなケースについての対応というのは、各地域の状況を踏まえて、各地域からまたご要望とかご相談等があれば、こちらの方で検討はさせていただきますが、要は問題といたしますが、この辺の手続上の問題なんですけれども。いわゆる地域の居住者の方々の、ほとんどの方々の参加をまず前提として、この組織をつくらなければならないというところがありまして、お住まいになっている人たちの例えば同意ですね。要するに、そういった意味で利害関係者になりますけれども、そういった人たちの意見が集約できないと、法人格を持たせるためには規約等も定めなければなりませんので。ですから、そういう手続の問題で地元の意見が集約されて、これでいきましょうというような前提があれば、それなりにまたご相談をさせていただきたいと、このように思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 74号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第 75号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 75号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、副市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

副市長（渡辺 優君） それでは、大変恐縮ですが、議第 75号の議案説明前に、議長の了解をいただきまして、今議会に提案をさせていただいております議第 78号までの指定管理者の指定の4議案につきまして、私の方から、募集等の基本的な方針、それから指定管理者の候補者選定の経過についてご説明をさせていただきたいと思っております。

今回、提案いたします4つの施設は、市民文化会館、市民スポーツセンター、高齢者生きがいプラザ、敷根公園でございます。

指定管理者制度の導入による指定を議会で承認をしていただきましてから2回目となる案件は、当下田市にとりましては初めてのものとなるものでございます。今までに指定管理者の制度導入と定着に向けた取り組みが、全国的に行われてまいりました。今後はこれまでの経過を踏まえまして、より一層の市民サービスの向上を目指して、指定管理者制度の有効活用を図っていくものとして、今回ご審議をいただくものでございます。

今回の議案の提案に際しまして、今までの管理運営の実績がどのように利用者や市民に評価をされているかを、重要な視点として検討をいたしました。施設を所管する担当課が作成いたしました評価調書をもとにして、補助機関となっております公共施設利用推進協議会に評価をお願いし、平成 19年9月3日に答申としてご意見をいただいております。

この答申の中で、財団法人下田市振興公社の指定管理者として指定管理をしている4施設につきましては、一定の評価を得たものとなっております。答申の趣旨は、1つとして、施設は存続する。2つ目として、今後の管理形態は、引き続き財団法人下田市振興公社による指定管理とする。3として、公募によらない選定とする。4といたしまして、次回の指定期間は5年。これは平成 20年度から平成 24年度となります。等であります。

この答申の内容を今後の管理運営に反映していくことが、施設の有効利用と市民利益から

かなうものとして、募集要項の検討を始めました。今回の選定からは、附属機関となりました下田市公の施設の指定管理者選定委員会に、候補者の選定に際し意見を求めることが必須の条件となり、募集要項の審査及び選定を進めていきました。募集要項の公表から選定までは前回同様の経過でございますが、選定委員会を議会の議決を得た補助機関にし、民間による選定を得て今回の提案内容に至りました。

選定委員会の選定結果につきましては、平成 19年 11月 21日に、選定委員会の委員長から報告書として提出をされております。この選定結果と申請内容の精査を行いまして、今回の議案となったものでございます。以上が選定までの経過でございます。

4施設に対します指定管理者の候補者といたしました具体的な個々の説明につきましては、担当課長から説明がございますので、ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） それでは、当局の説明を求めます。

番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） それでは、議第 75号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてご説明申し上げます。お手数ですが、議案名簿の 4 ページをお開き願います。

議案の題名は、下田市民文化会館指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第 24条の 2 第 6 項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定させていただくものでございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は下田市民文化会館でございます。指定管理者となる団体の名称は、財団法人下田振興公社でございます。また指定の期間は平成 20年 4月 1日から平成 25年 3月 31日までの 5年間でございまして、提案理由は 下田市民文化会館の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

続きまして、説明資料に沿って施設の概要と指定団体の概要についてご説明申し上げます。お手数ですが、説明資料の 2、3 ページをお開き願います。

最初に、施設の概要ですが、下田市民文化会館は、市民文化の向上と福祉の増進を目的として、平成元年 3月に建築されました。所在は下田市 四丁目 1番 2号。鉄筋コンクリートづくり、地下 1階、地上 4階建て。延べ床面積 4,749.93平米の建物でございます。今年で建築後 18年目を迎えております。

次に、指定団体の概要ですが、財団法人下田市民振興公社は、各種振興事業、施設管理運営事業、収益事業を実施する団体として、下田市の出資により平成 5年 3月に設立され、今年

で設立後 14年目を迎えております。

次に、施設管理及び運営の提案要旨についてご説明申し上げます。簡略にさせていただきます。

まず、1番目の経営方針につきましては、市民文化の向上と福祉の増進という施設の目的に沿って、弾力的かつ総合的、横断的な運営を推進することとします。2番目は、安全・安心面から、管理運営につきましては安全対策のマニュアル化、施設管理の必要な有資格者の配置。チェック表を活用して日常の点検、定期点検を的確に行うこととしております。特に懸案事項の多い当施設においては、過去の管理運営の実績が活用できると判断します。3番目は、サービスの向上につきましては、スタッフ研修を充実させ、質の高い事業の提供と、すべての業務に精通したスタッフを配置することとします。4番目として、利用者の要望実現につきましては、市民アンケートの実施、ホームページの活用による対応を図るとともに、文化協会との交流を進めます。5番目は、トラブルの未然防止につきましては、迅速な対応とトラブルの原因追究を必ず行い再発防止の徹底をするとともに、報告書作成によるトラブルの要因を解消していくこととします。6番目は、地域との連携や他施設との連携等につきましては、積極的に地域の文化行事に参加しながら地域の公共的団体との連絡を密にし、観光事業者と協力体制も進めることとします。7番目は、指定管理者の指定申請の理由につきましては、施設の管理運営に長年の実績を積み上げ、また卓越したノウハウを蓄積しており、民間発想の視点から、住民本位の低コストで質の高いサービス提供が可能なためと判断したものでございます。

次に、指定管理料につきましては、指定管理者制度が民間活力の導入による経費節減を目的の一つとしていることは当然ですが、同時に、公の施設の適正かつ効率的な管理運営により、市民サービスの向上を図ることも目的となっております。当施設の指定管理料は、平成18年度の決算額は6,294万4,000円。平成19年度の予算額は6,346万1,000円でした。平成20年度以降の指定管理料につきましては、今回提案させていただいております下田市民文化会館指定管理者の指定につきましてご承認いただきました後、改めて予算審議の中で議会のご承認をいただく予定でございます。

最後に、下田市民文化会館の指定管理者制度導入と今回議案提出に至った経過について、副市長の説明と重複する部分も若干ございますが、ご説明申し上げます。

まず、下田市民文化会館の指定管理者制度の導入については、平成15年に地方自治法が改正され、従来の管理委託制度にかわり、指定管理者制度が創設されました。これにより、公

の施設は直営か廃止、または 指定管理者制度導入の選択をすることになりました。下田市民文化会館は指定管理者制度導入の選択を行い、平成 18年4月1日から平成 20年3月31日までの2年間を指定期間として、長年管理を受託した財団法人下田市振興公社を指定管理者として指定して、現在に至っております。

次に、今回議案提出に至った経過につきましては、まず、本年7月に平成 20年度以降の下田市民文化会館の管理運営方法と利用促進について 下田市公共施設利用推進協議会に諮問を行いました。下田市公共施設利用推進協議会は6回の協議会を開催し、その結果として、9月に下田市公共施設利用推進協議会から施設の存続を前提として、公募によらない選定による財団法人下田市振興公社の管理運営と、指定期間は5年が望ましい旨の答申を受けました。

下田市民文化会館は建築後 18年を経過しており、億単位の施設改修の必要が生じております。懸案事項を持った施設の管理運営には、長年管理を受託したノウハウが必要であり、財団法人下田市振興公社はこのノウハウを持っております。また施設の目的に沿って管理運営の実績も評価もできるため、政策会議にて下田市公共施設利用推進協議会の答申に沿って募集することを決定いたしました。

本年10月に、財団法人下田市振興公社から募集要項に沿った指定管理者指定申請書の提出を受け、指定管理者選定委員会に選定の依頼を行いました。指定管理者選定委員会は5回の委員会を開催し、その結果として、11月に指定管理者選定委員会から、指定管理者の候補者として適当と認める旨の選定結果の報告を受けました。

以上のような経過を受けまして、財団法人下田市振興公社による指定管理者の指定が適当と判断して、今回の下田市民文化会館指定管理者の指定についての議案の提出に至ったものでございます。

以上で、下田市民文化会館指定管理者の指定についての議案の説明を終了させていただきます。よろしくご審議、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（大黒孝行君） 今回の答申を受けての議案においては、5年間というスパンになりますもので、ちょっと危惧いたしますが、この通常の文化的事業のほかに収益事業というものがございます、この収益事業の展開で、過去の管理の状況の中で十分な活動等ができた

のか。特に顕著な事業がございましたらご紹介いただきたい。

18年度から見て19年度、若干ではございますが、管理が予算額で上がっております。その部分で、この収益事業にかかわりますところの十分な活動費、営業費が十分にあるのかないのかということ。

それから、この代表者、土屋光雄さんでございますが、前から理事会等々の機能が十分かということの議論がございましたが、それはスムーズな機構の形になって常々の議論がなされておるのか、それをお聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 最後の方からいきますけれども、理事長に対するものは、もう十分でございます。十分な理事長でございます。

それと、18年度、19年度の見解というようなことでございますが、これは今、予算的に人件費の区分がほんの少々、人的な部分で人件費が増えているのかなというふうに判断しております。

それと、庁内の管理的なもののアップなんですけれども、今までどうなのかというような話なんですけれども、もう文化会館の職員で十分今まで苦労しながらやってきたんだと。ただ、ここで一気に変えるわけにはいかないという部分がございます。職員、本当に必死にやっているというのが見受けられるというようなことでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） ちょっと議論が違うんだけど、結局、収益事業と思われる部分では、いろいろ各議員さん等々も、私なんかも労働組合等々の会議に使っていただく等とか。いろいろそういうキャパを800から1,000に近いもの使えるような誘客みたいな、そういう活動もしていきなさいよというの、特にあるんですよ。

その面から十分に、そういう活動費が営業費として計上できるような働きをするのは、ここでしか出せないわけでしょう。営業の中で利益を生まないと。管理費は指定管理でやるけれども。だから、そのために自由な営業をするためには、自らがある程度、営業でもうける蓄積をしていかなきゃあかん考える、私は。だからそのために、過去何年かの間は何がしかそのようなことで顕著のあれはなかったかということをお聞きしてますもんで、ひとつよろしく願います。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 指定管理者制度になり、その辺のどういう事業的、収益事業をやったのかというようなことについては、今職員がアースというような独自の催し物を主催して、地域の、ある面では専門的な部分でそういう人たちを、今、ジャズもやったり民謡を聞かせたりして、少し特異的なものをやり始めているようなことがございます。ぜひとも、そういうものを広めていきたいなあというような感覚になっているのが実際あります。ぜひとも、そういう切符があるときは議員の皆さん買っていただいて、本当に実際を見ていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） ちょっと議論が合わないんだけど、別にこれで結構なんですよ。これでいいとは思いますが、この一部には、やっぱり指定管理が、この文化会館の運営に関しては、管理に関してはなじまないんじゃないかという議論もございますもんで、そこで特異的に得している部分は、この指定管理の持つ一番の重点的な目標というのが、この収益事業を自由にできるということなもんで、その自由さを担保するためには、ある程度の営業費用なり、そういうものが担保されないとなかなかできないと。そういう部分があるもんでお聞きをしているので、それはアース等々のことは、できればそれが収益にはね返ってくることであればもちろんよろしいし。それは、また委員会でしっかりとした詰めをやってください。

じゃ、終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 関連しますけれども、また、9月の一般質問の中でもちょっと触れて質問しましたが、指定管理者制度のそもそもの趣旨というのは、要するに施設を活性化、運営を活性化させて利用者も増大させ、結果としてその施設の管理運営費を、市からの出し分を下げていくというふうなこと。それによって、財政の改善に寄与していくというふうなことが指定管理者制度の大きな目的だと思います。

その点からいいますと、例えばこれもまた一般質問でちょっと触れましたが、振興公社の平成18年度の決算並びに19年度の予算で見ますと、収入の面において結論的に言えば、8,770万6,813円から19年度予算では8,558万1,000円。これ、収入を指定管理者が低い数字でしか上げていないというふうなことがありますよね。その中でも指定管理料は先ほどもありましたように、6,294万から6,346万まで指定管理料は増えている。にもかかわらず、利用料

金収入は平成 18年度の決算では 1,330万あるのに、平成 19年度の予算、これ指定管理者である振興公社は 1,250万しか予定して見込んでいないと。利用料金を低く見込んでいるというふうなことがあるわけですね。

入場料収入もそうですし、879万の 18年度決算に対して、802万しか 19年度予算では見ていないと。このようにして、収入を 18年度決算よりも 19年度予算は低く見ていると。それだけ自主事業を含めた施設の運営について、それだけ縮小させているんじゃないかというふうな疑念があるわけですね。

一方において、支出においては 18年度決算は 8,439万円あって、19年度予算では 8,558万円を見込んでいると。支出は増えているわけですね、予算上は。これは、このような数字から見ると、果たして 2年間で振興公社による指定管理が十分に機能していたのか、どうかということに関して、数字的には疑念を持たれるところだと思います。この辺をどういうふうに解釈すればよいのかお聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 数字的なものを議員が言われましたけれども、利用料について、その演者とか何かがいまして、なかなか委託料をした出演の部分と、そういう差がどうしても出てきてしまう。入場料が少なかったというようなことが見込まれますもので、その辺は今後いいものを作って、それに見合うような収入を得たいというふうに思っていますが、どうしてもその辺で差が出てきてしまったのかなというふうに判断しております。

ただ、今、施設の管理運営という部分が主なものですんで、そちらに集中して今やらせているのが現状でございます。

議長（増田 清君） 当局。はい、番外。

副市長（渡辺 優君） 若干、補足をさせていただきますけれども、今まで 2年間、主な施設の指定管理制度を導入いたしましてやってきました。最初のころの指定管理につきましては、議員言われるようにできるだけ、経費の削減も図り有効活用という、この 2つの基本的な方針でやってきたわけございまして、自主事業で収益を得た場合、それから管理料を考慮いたしまして、少なくしようという考えで 2年間やってきました。

前回の議会におきましても、議員の方からも、自主事業で得た収益を管理料から差引くことに対しましては、指定管理者にやる気を起こさせない方法だというような指摘もございまして、確かにそのとおりだと。20年に至っては、ぜひその点を配慮しようという考えであります。

ただ、敬議員が言われているように、18年度、19年度で若干、管理料が増えておりますけれども、また収入の面においても、若干、目標とは違った形の数値になっておりますけれども、これは2年間の比較でありまして、やはり指定管理者制度を導入して、まだわずか2年でございますので、今後の有効活用と、やはり経費の節減。経費の節減の中には、やはり給料も含まれておりますから、これらについては定期昇給等々もでございます。そういうふうな形の中で、目標としては毎年、指定管理料をできるだけ軽減していきたいという目標がありますけれども、一方では今言ったような経過もでございますので、ぜひ、その点の2年間の実績としては十分ではないかと思っておりますけれども、いろいろ振興公社の職員との話の中では、大変な思いの中で企画提案も出されておりました、これは5年間、ぜひお願いさせたいと。

やはり、2年間、3年間だと非常に不安定な運営しかできないというようなことで、補助機関におきまして、それを認めていただいた経過がございます。そういうことで、引き続き最大限努力をしていきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） これからの5年間の指定管理に関しましては、公共施設利用推進協会並びに選定委員会ですか、の方に審議をお願いして、その結果、審議結果で振興公社がふさわしいという審議をいただきまして、それで今回提案してきているんだと思いますが、その中で選定委員会も、または公共施設利用推進委員会も、今後の課題という形で7点ほどの提案をしております。

例えば、これは、文章の表現の仕方等々は違いますが、内容的には、選定委員会の今後の課題というのと公共施設利用推進委員会の今後の課題というのと、ほとんど同じようなことを言っていると思っております。公共施設利用推進委員会の方のことで、ちょっと例にしてお聞きしますと、第1番目には、既に各施設が持つ問題の是正及び市の設置責任についてということで、施設の安全に十分配慮した施設整備が必要だと。市民文化会館や敷根プールの施設の修繕と設備の更新は緊急を要する等々のことが書いてあります。

また、2番目の指定管理者の自主事業に対するインセンティブについて。既に自由度の限られた規制の中で指定管理者は自主事業を行いますが、指定管理者自らが行う自主事業は、インセンティブの確保の意味でも、もっと弾力的に事業を遂行できるよう規制緩和への取り組みを望みますと。これは選定委員会の方では、これに関して減免規定の見直しとか利用料金の改定、管理の仕方等々に関しての、より自主事業者にインセンティブというのかな、見返りを与えるような方法をしなさいというような趣旨のことが、これに対して書いてあり

ます。

また、今後の指定は5年間ですからあれですけども、4番目には、利用者評価とモニタリングの実施と活用について。これで利用者評価システムの構築並びに施設の評価やモニタリングなど、こういうふうなものを制度的にちゃんと行ってくださいというふうな要望が出ています。

5番目には、管理運営の所管課の一元化について。公の施設を管理運営する市の組織の一元化を図ることを求めますというふうなことも書いてあります。

6番目、情報の提供について。情報を、要するに施設により活動状況やイベントなどの提供や、広報係の配布による積極的な情報提供を行い、というふうに書いてあります。

7番目には、市民参加の必要性について。市民が施設の運営に計画段階から参加し、自ら評価していくと、市民がよりこれまでよりも、その施設の運営に積極的に参加するようなシステムをつくってくださいというふうな要望を出しております。

これらの要望について、市はどのように考えておられるのかお聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 今、議員が述べられたように、委員会の方から7項目についての注文がついております。すべてが可能とは少し思えません部分もありますけれども、極力この課題について内部で調整して、前へ進めたいなというふうに思っております。

特に管理運営の所管課の一元化につきましては、今度は市内の中の組織においても、こういう公の施設が大分多くなってきたと。ぜひ一元化すべきだということもございまして、今これらについては検討をしているところでございます。

それから、情報の提供とか市民参加の必要性についても、これはお金がかかるというよりも姿勢の問題でございまして、最大限努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどもちょっと申しましたが、今後の指定期間については、この補助機関より、指定管理者の指定期間は、やはりインセンティブや安定的な経営投資を考えた場合、5年間の期間が適当であるという、こういう答申もありますので、これらについては今回提案をさせてもらったものでございます。

それから、あと利用者評価とモニタリングの実施の活用ということにつきましても、これは、ここで課題として述べられているとおりの形で努力をしていきたいと思っております。ただ一つ難しいなと思うのが、施設が古くなってきておりまして、各機種を含めて更新の時期に、また修理の時期に来ているということございまして、総合計画の実施計画の中では、

できるだけ早く実施したいということで議論はしていますが、財源の確保等の問題から、これは若干先送りして、何年にやろうという実施計画を立てておりますが、やはり市民が大勢集まる施設でございまして、今後の耐震化の問題等含めまして、これらの修繕も鋭意努力をしていきたいな、大変厳しいんですけども、そういう思いでおります。

以上です。

議長（増田 清君） はい、9番。

9番（増田榮策君） 指定管理者制度について、この文化会館に関する件でございますけれども、この文化会館が、まずできたときのことを考えますと、当時、下田市が観光協会を中心として、旅館組合等を中心として、市民の中で二分して市民会館ができたいきさつがあるんです。

これは、スポーツ団体と観光協会と意見が真っ二つに割れて、可動式のいすにするか、または固定式にするか、何席したらいいのかということで二分したことがあるんですね。当時、旅館組合でコンベンションホールという構想があったんです。そのときに大きな企業の団体の会議等をこの会館に誘致するというので固定式にしてほしいということで、この議会が固定式に踏み切った、承認したといういきさつがあるんですね。

ところが、その当時コンベンションホールで外国の方も使うだろうとということで、したのが同時通訳。大会議場に同時通訳つくったけれども、それはもうほとんど使われていない。よく見ると、かなりのお金をかけたけれども、機能がうまく果たされていない、こういう議論も今までにあったわけですね。

その後、平成5年に振興公社ができたとき、やはりこの議会で大変議論になったわけですね。私もそれを聞いていまして、ちょっとおかしいなと思ったんです。当時は財団法人をつくるときには、国の指針としては、約10億円の持参金がないと財団法人はできない。ところが自治体が後押しということで、1億円でもこの財団法人をつくることができた。それは、もう一つは、この大きな議論になったのは、収益が可能であるか、可能でないかという議論があったわけですね。

ところが、スタートして当初はかなりあったんですが、今の下田の景気を考えたときに、振興公社そのものが、要するに今の下田の財政を引っ張っている原因になっているんじゃないかな。要するに、振興公社が独立採算でやることももう不可能になっているんじゃないかな、こういう気が、素朴な疑問ですが、するんですよ。

毎月、議員のところにも振興公社の方から、利用状況のプログラムが1カ月前のものが送

られてくるんですが、ほとんど大ホールが使われていない。そういった実態の中で、振興公社そのものの、いろいろな経営に当たって採算ということが不可能になっているんじゃないかな。単なる管理というのではなく、これを今どう使うか、どう利用するかということが問われるんじゃないかと私は思うんですが、その辺の審議をどういうふうに当局としてされたのか、まず1点お伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 振興公社の、今極端に言うと大ホールの活用が余りなされていないんじゃないか、そういう協議をしたのかというようなお話ですけれども、現実的に正直な話が、小ホールは本当に有効的に利用されているのが実態であります。ただ、大ホールにおきましては、今議員が申されましたように、地域の経済の規模からして、それとか文化的なものを、催し物をするにしても、満タンになれないのが実態でございます。

そこで、その協議がなされたかと言われると、実際のところとしては、ございません。ただ、今後大ホールの活用という部分について、市民の皆さんの意見等を、先ほども申しあげましたけれども、今後諮って、下田市振興公社の職員とともに、市も仕組み等の中へ入って、どういう活動をしていけばいいのかという協議は、ぜひともしておきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 私の議論は、振興公社そのものが当初の目的とだんだんずれてきているんじゃないかなという気がするんですよね。ということは、もう既に振興公社では収益もとれないということが、もうはっきり言って、この十数年わかっているわけなんですよ、はっきり言えば。

そこで、やはり振興公社に変わった発想を入れるということも、私は一つの考えではないかなと。その辺の議論があったのかどうかということちょっと聞いているんですよ。その辺のところを聞いているんです。だから、決して振興公社が悪いというんじゃなくて、振興公社の、もう既に今までの当初の目的が、著しく財政の下田の足を引っ張っているんじゃないかな。このままでいったら、振興公社もじり貧ですよ、はっきり言えば。

要するに、黒字になる見込みも何もないわけですよ。ただ、管理だけをするんだったら、ほかのところでもできるんじゃないかなというのが私の素朴な疑問なんですから、その辺のところをはっきりお願いしたいんですけれども。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 議員も昔のことをよくご承知のことと思ひまして、振興公社の設立の目的は、単なる施設の管理だけじゃいかんよと。これを有効活用して、市民に当然に提供するとともに、やはり収益事業も努力して行いなさいよというようなことで振興公社はできたものと思ひます。

我々からしてみますと、振興公社の職員は、今までの事務局長等々の努力もあつたでしょうけれども、大変すばらしい職員であるなというふうに思つております。大変厳しい状況の中、財源もなかなか思うように入らない中で、やはり、自分たちが自ら体を張つて各施設を有効活用して、目的に沿つた運営をしているかと思ひます。

そういう中で、議員からただ単に管理だけなら振興公社といわず、他の団体、会社、企業、そういうものを議論したかということですが、これは、当然に指定管理者制度の中では議論をいたしました。しかし、これからやはり幾つかの施設については、引き続き、これらノウハウを持った職員がいる振興公社に委託するのがベターであるという補助機関のいろんな意見もありました。また、内部におきまして も議論をした結果、当然に、この段階においては振興公社にお願いしようということで、今回の提案に至つたということをご理解 いただきたい。

議長（増田 清君） はい、2番。

2番（藤井六一君） いろいろ出尽くした感がしますけれども、当初は説明がありました、ここに至る経緯、経過について説明があつたわけですが、まず公共施設利用 推進協議会ですか、ここで説明ですと6回ほど審議をしまして、今までどおり公社でやるのが望ましいという評価を得たと、そういうことですが、この施設利用審議会のメンバーというのはどういうメンバーになっておるのでしょうか。まず、それ1点だけ先に伺ひます。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 下田市の公共施設利用推進協議会のメンバーでございますが、現在12名で構成されております。区分といたしましては、地域の代表が2名、公共的団体の推薦者3名、利用者団体等の推薦者3名、学識経験者2名、その他市民の代表者2名ということで、合計で12名の構成で、現在、各公共施設の利用の推進形態等の審議を行っているところでございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 公共施設の代表というと、どなたになつていらっしゃるのでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 会長は、学識経験者から選出されました 行政実務の経験者である出野正徳さんということになります。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 今、名前の出ました 出野正徳さん。この方は現在市の振興公社の役員というか、理事ですよ。どうなんでしょうか、公社の理事が自分の所属している公社を評価し望ましいと。この公社に、指定管理者として指定管理させることが望ましいという結論を出されたわけなんですけれども、こういう形で、これからもこういうたぐいのものが、このような経過を経て指定されていくということになりますと、何か非常におかしな感じを受けるんですけれども、その点どうでしょうか。どのようにお感じでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 公共施設の利用推進協議会の委員、ただいま企画財政課長から、各区分ごとに選出されました 12名ということで構成をしていると。そして、私もこの組織の委員会に出席をいたしました。会長は互選ということで、本人は退職したばかりで、できたらほかの方ということだったんですが、ほかの方全員が、ぜひ行政経験のある 出野さんということの推薦がございまして会長になったわけございまして、彼の性格からすれば、当然、会長になったから一人で強引に押し進めるということじゃなくて、他の委員の皆さんの意見を集約して、最終的には答申のような形で報告を出すわけございまして、行政経験者、また前歴がそうだといい、この職員がどうなる、こうなるというような組織ではないことはわかりいただけるかと思います。そうした結果の答申、報告書でございます。何らおかしなことはなかったと思っております。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） ただいまのご質問がありました、公共施設利用推進協議会の議員のご質問の趣旨は、いわば、その振興公社というものが審査の対象になっていて、振興公社を選出するのに振興公社の関係者である理事が入っているのをいかなものかという趣旨のご質問であろうかと思うわけです。

しかしながら、ご案内のとおり 公共施設利用推進協議会の定義といたしますのは、公共施設の運営方法及び利用推進に対し調査審議し、市長に答申する事務 という一つの目的があります。そういった意味では、具体的に振興公社を選定する云々については、いわゆる手続条例に基づきます選定委員会の方で、振興公社がいいとか なんとかという選定をするわけござ

いまして、今、お話になっている公共施設というのは、この現在ある公共の施設は、有効に活用するにはどうしたらいいのかというところの審議をする機関であるということであつては、そういった意味では、選定委員会とは性格が異なるんじゃないかというふうに考えております。

議長（増田 清君） 2番。これが最後の質問になります。

2番（藤井六一君） 何か、なおわかりにくくなったような気がしますけれども。公社の理事ということで参加しているわけなんですけれども、自分が、この理事が参加している公社が議題の対象になっているということであるならば、むしろ利害関係者として身を引くべきでないのかなと、素朴にそういうふうに感じます。そして、今、最終的には選定委員会が決めるんだからということになりますと、それじゃ、この利用審議会はただ形式的におざなりにやっているのかなという感じも受けます。

ですから、そういうことでなくて、できればこれからは、直接の利害関係者が入らないような形のものが透明性があるといいじゃないのかな、私の言いたいのはそうなんです。これがだからどうの、だれが入ったからどうのという、そういうことでなくて、今後、これからはこういうような問題が出てこようかと思えます。その辺をはっきりしないと、この振興公社関係のものについては、すべて今と同じようなやり方でいくようなことになるかと思えますけれども。

ちょっと今、資料を提供してくれた人がいるんですけども、確かに先ほどの説明の中にありましたけれども、公募によらない選定だとか、あるいは管理形態ということで、名指しでここを指定しているんですよ。ですから、やっぱりこれはなじまないというか、そぐわないというか。これからは、もう少し慎重におやりになった方が透明性があるんじゃないのかなという気がします。だからどうするという、今お答えをいただかなくても結構ですけども。

議長（増田 清君） 答弁いいですか。

2番（藤井六一君） 終わります。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 市民文化会館を振興公社に指定管理すると。しかも、その期間は5年間にするということは、大変当を得たことであると私は判断をいたします。まず賛成をしたい。と言いますのは、ご案内のように、この指定管理制度は直営でやるのか、あるいは民間、あるいは公社でやるのがいいのかと、この判断を求められたということになると思うわけで

す。

そういう判断をしてみますと、直営でやるよりも、公社で長い経験を持った人たちが、そこが専属でやる方がベターだと、経験も持っている。それは、そのとおりであろうかと思えます。そして、これがまた公募によらない公社にやる方法が妥当だと、こういう結論を出したということも、文化を担う市民文化会館が、ただ収益のみを判断基準とする民間の何々劇場のような形のもので運営してはいけなないと、こういう結論を出したわけでありますので、大変妥当なものであると、こういうぐあいに私自身は、まずもって評価をしたいと思うわけですが。

そうであれば、より一層この振興公社を確立をさせて、市民文化会館を本当に市民のための文化の殿堂にしていくことが必要だと、こういうことを論として立てなければならぬと思うわけであります。そして見たときに、民法3条によります振興公社と下田市との関係は、自治法が変わろうと、何らその関係は変わってないと思うわけです。

現在、1億円の寄附金で賄われている。かつては1億円の寄附金があれば800万ぐらいの利子がついたという時期もありましたが、今はその10分の1、80万つくつかないかと、こういう利息で、それを種にして運営しなさいといっても、とてもできないと、こういう現状が一方で出てこようかと思えます。10億寄附金を市の方から預金ができるのかといえば、そういう状態ではないと、こういうことになるかと思えます。

そこで質問は、この資料の2の3の施設管理及び運営の提案要綱というのがここに何点が書いてございますが、これは振興公社が理事会に諮って理事が提案したものなのかどうか。当局が話し合っただけで教育委員会が提案として、こういうことの改善が必要ではなからうかと、こういう形を出したものであるのかどうか。その点を第1点目としてお伺いをしたいと。

といいますのは、振興公社の理事につきましては、今、土屋光雄先生にお願いし、かつては市長がこの理事長という形で、市の公共施設ですので全面的な責任を持つと、こういう形でありました。民間の社会福祉法人であれば、その理事長は一定の出資金を出したり、その経営に財政的にも責任を持つと、こういう地位にあるわけですね。赤字が出れば自分が補てんすると。自分の私財を投入すると。こういう組織と違うわけです、ここは。そういう形になっていないというわけですから、この振興公社に民間の会社と同じように対処をするということは、僕は間違いだと思うわけですが。

しかし、今の形態の中で、どういう責任をこの理事の皆さんに求めたらいいのかというこ

とは、当然、議論として詰めていかなければならないことになろうかと思うわけです。大ホールが月に1週間も利用されていないと、こういう現状をどう解決するんだと。こうなれば、日常の管理をしている職員に、そのことまで考えてやりなさいと言ったってできないわけです。専務理事なり、そういう戦略を考えて、ここの、先ほど増田さんも言われましたけれども、この会館ができる経緯というのは、僕の理解では観光会館が欲しいよと、観光協会の人たちの力。それから文化協会の皆さんが、文化の殿堂としての文化の建物が欲しいと。働く人たちは勤労福祉会館が欲しいよと。こういう力が、その中にはスポーツ団体もあったかと思うんですが、この3つの大きな力が合わさって、平成元年にこの建物は建設された。市民の財産だと。今もって、この市民文化会館がなくていいなんて言う市民はいないんじゃないかと思います、そういう意味では。

そういうことからいえば、旅館の人たちがディナーショー等々、自分の旅館ではやりますけれども、会館を使ってやるといようなこともないと。あるいは商連の人たちが福引の景品に会館を使って歌謡ショーをやるといようなこともないと。生命保険会社の人たちが利用されていますけれども、そういう利用の戦術、戦略を考え、それを実施していく責任者がいないと。確かに土屋光雄さんは文化協会の方で、文化の面からこういう展示会をやる、あるいはこういう演劇をやるということの指導はできようかと思いますが、経営的な観点に立って会館を回していくという仕組みができていないと思うわけです。

そういう意味で下田振興公社の理事会、あるいは評議委員会、これらをどう確立していくのかという課題があると。しかも、あそこにいる職員だけに、戦略まで含めて、あなた方が責任を持つんですよと、こういう言い方というのは片手落ちではないかと。市のつくった公社という限りにおいては、やはり、そういう専務理事的な仕事ができる職員を送るなり、今度、今の理事の中にそういう人たちを決めていって会館の運営を前進させていくと、こういう観点が、さらに必要と僕は考えるわけでありましてけれども、当局の見解をお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 施設の部分についての申請書は、あくまで理事会で申請して承認されて出てきたものであります。それと、今やはり先ほども申し上げましたように、大ホールについてのそういう専門的な知識を持った方がいればいいのかな。それは今後、私たちもやはりそこで収益を上げる部分が必要であるという理解はしておりますし、今後、先ほども申し上げましたけれども、市職員と及び理事者の方々、評議員の方々話し合いな

がら、どういう方向でいったらそこがよく利用されるのかということは、当然やっていかなければならないというふうに理解しています。

だから、沢登さんがそうやって後押し的に応援していただければ、沢登さんからも、昔、事務局長をやっておられましたので、ぜひとも協力していただくような発想を、また提案していただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

続けてですか。1番。

1番（沢登英信君） ぜひ、自分の提案を検討していただきたいというお願いと、やはり20年目近くになりますと修理や等々、先ほどもありましたように指摘がされると。あの会館をつくる時も、いろんな方々から寄附や浄財を得て、一つの大きな運動としてあの会館をつくっていったと、こういう経過があると思います。ですから、20年たって修理するにも、やはりそういう力をもう一度結集して、寄附も仰ぎ、運動も起こし、会館を新たにしていこう、こういう取り組みが必要だろうと僕は思うわけです。そういう取り組みができる理事長、専任の事務局長をお願いをしたいと。

それから、もう一つのお願いは、先ほど言いましたように管理費の方は管理費としてあてがうと。そして、自ら公社が自主事業で上げた収益事業は自主事業の前進のため、文化の前進のために使うんだと、こういう枠立てをきちりとしていただきたいという要望を申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 5分休憩

午後 2時15分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第76号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 76号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） それでは、議第 76号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

お手数ですが、議案名簿の 5 ページをお開き願います。議案の題名は、下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてでございます、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定させていただくものでございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は下田市民スポーツセンターでございます、指定管理者となる団体の名称は、財団法人下田市振興公社でございます。また、指定の期間は平成 20 年 4 月 1 日から 25 年 3 月 31 日までの 5 年間でございまして、提案の理由は、下田市民スポーツセンターの管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

続きまして、説明資料に沿って施設の概要と指定団体の概要についてご説明申し上げます。

すみませんが、説明資料の 4、5 ページをお開き願います。最初に施設の概要ですが、下田市民スポーツセンターは、平成 6 年 9 月に勤労者総合福祉センターサンワークとして建築されました。所在地は下田市敷根 76 番地、鉄筋コンクリートづくり、平屋建て、延べ床面積 1,221.42 平米の建物でございます。平成 16 年 2 月に国から下田市が買い取り、市民の健康増進と体育の向上及びレクリエーションの振興を目的として、下田市民スポーツセンターとして位置づけられました。今年で建築後 13 年目を迎えております。指定団体の概要は、先ほど市民文化会館の説明と同様でありますので、略させていただきます。

次に、施設管理及び運営の提案要旨についてご説明申し上げます。簡略に申し上げたいと思います。

まず、第 1 番目の経営方針につきましては、市民の健康増進と体育の向上及びレクリエーションの振興という設置目的に沿って、弾力的かつ総合的、横断的な運営を推進 することとします。

2 番目は、安全・安心面からの管理運営につきましては、安全対策のマニュアル化、施設管理に必要な有資格者の配置、チェック表を活用しての日常点検、定期点検を目的に行うこととしております。

3 番目は、サービスの向上につきましては、スタッフ研修を充実させ、質の高い事業の提

供と、すべての業務に精通したスタッフを配置することとします。

4番目は、利用者等の要望実現につきましては、市民アンケートの実施、ホームページの活用による対応を図ります。

5番目は、トラブルの未然防止につきましては、迅速な対応とトラブルの原因追求を必ず行い再発防止の徹底をするとともに、報告書作成により、トラブルの要因をなくしていくこととします。

6番目は、地域との連携や他施設との連携につきましては、積極的に地域の行事に参加しながら、地域の公共的団体との連携を密にし、他施設との相互利用の推進を進めます。

7番目は、指定管理者の指定申請の理由につきましては、施設の管理運営に長年の実績を積み上げ、また卓越したノウハウを蓄積しており、民間発想の視点から住民本位の低コストで質の高いサービス提供が可能なためと判断したものでございます。

次に、指定管理料につきましては、指定管理者制度が民間活力の導入による経費節減を目的の一つとしていることは当然ですが、同時に、公の施設の適正かつ効率的な管理運営により、市民サービスの向上を図ることも目的となっております。当施設の指定管理料は、平成18年度決算額が1,272万4,000円。平成19年度の予算額は1,271万5,000円でした。平成20年度以降の管理料につきましては、今回提案させていただいております。下田市民スポーツセンターのセンター指定管理者の指定についてご承認いただきました後に、改めて予算審議の中で議会のご承認をいただく予定でございます。

最後に、下田市民スポーツセンターの指定管理者制度導入と、今回議案提出に至った経過につきましては、先ほどの説明と重複する部分を省略させていただき、2点だけつけ加えさせていただきます。

1点は、財団法人下田市振興公社が、下田市民スポーツセンターの施設提供を通じて過去の管理運営のノウハウを生かし、当施設を市民のコミュニティーの場として活用している点は、高く評価できるということです。

2点目は、下田市民スポーツセンターが、緊急時の災害対策本部としての位置づけを持っており、財団法人下田市振興公社が、過去の緊急時において迅速な対応をした実績があるということです。

以上の経過を踏まえまして、財団法人下田市振興公社による指定管理者の指定が適当と判断して、今回の下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についての議案の提出に至りました。

以上で、下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についての議案説明を終了させていただきます。

よろしく審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 76号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

#### 議第 77号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 77号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

福祉事務所長（内田裕士君） それでは、議第 77号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてをご説明いたします。

お手数ですが、議案件名簿の 6 ページをお開きください。議案の題名は下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第 24条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定させていただくものでございます。

1 の指定管理者を指定する公の施設の名称は、下田市高齢者生きがいプラザでございます。2 の指定管理者となる団体の名称は、財団法人下田市振興公社でございます。3 の指定期間は、平成 20年 4 月 1 日から平成 25年 3 月 31日までの 5 年間でございます。提案の理由は、下田市高齢者生きがいプラザの管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

それでは、提案内容につきまして、条例改正関係と説明資料により説明させていただきます。お手数ですが、説明資料の 6、7 ページをお願いいたします。

説明資料の 1 の施設の概要ですが、名称は下田市高齢者生きがいプラザ。所在地は下田敷根 76番地で、完成年月は平成 13年 1 月。建物面積は 191.72平方メートルで、構造は木造平屋建てとなっております。

2 の指定団体の概要につきましては、先ほど文化会館等の説明の内容と同じですので、省

略させていただきます。

3の施設管理及び運営の提案趣旨ですが、まず(1)の管理運営を行うに当たっての運営方針ですが、1つ目は、社会状況の変化や市民ニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運用を行うとともに、また民間組織の利点を生かした総合的、横断的な運営を推進することができるかと判断したためでございます。2つ目は、高齢者の生きがいと健康増進及び障害者の福祉の向上を図るための生きがいづくりの場を提供し、地域の高齢者や障害者の憩いの場として活用するという施設の設立趣旨に合致した管理運営を、より効果的に推進できるということでもあります。

(2)の安全・安心面からの管理運用の具体策など、特徴的な取り組みの視点からは、防犯上の安全点検、犯罪発生時の対策のマニュアル化など、危機管理体制を確立し、利用者の安全確保に努めること。施設管理に必要な有資格者の配置をすること。施設設備の異常、ふぐあい等の早期発見により、管理コスト等の軽減が見込まれ、またチェック表を活用して日常点検、定期点検の的確性を図り、より一層の適正管理が期待できるものと判断したものです。

指定管理者導入の目的の1つであります、3のサービスを向上させるための方策については、良質なサービスの提供についてスタッフ研修を充実させ、質の高い事業の提供と、すべての業務に精通したスタッフを配置することで、一貫性を持ったサービスの提供が見込めるものです。

(4)の利用者等の要望の把握と実現策については、若者や老人等の市民アンケートの実施やホームページ活用により対応を図り、また(5)の利用者のトラブルの未然防止と対処方法に関しましては、迅速な対応とトラブルの原因追求を必ず行い、綿密な分析等による再発防止の徹底や苦情処理、窓口機構の強化を図ることで解消していくというものです。また必ず報告書を作成し、トラブルの要因をなくしていくということを徹底させることとします。

(6)の地域との連携、他施設との連携等については、積極的に地域の行事に参加することを含め、施設の情報を地域へタイムリーに発信することを通して、開かれた施設づくりの推進と老人クラブなど関係団体との連絡を密にし、他施設との連携等による他施設利用の促進を図るなど、民間ならではの弾力的な取り組みが可能となるものです。

(7)の指定管理者の指定を申請した理由については、以上、説明申し上げたことを誠実かつ確実に履行できる法人組織として、施設の管理運営に長年の実績を積み上げ、また卓越したノウハウを蓄積しており、指定管理者に指定されることによって民間発想の視点を働か

せ、効率化への創意工夫により 具体的取り組みを推進する。利用者、住民本位の低コストで 質の高いサービスの提供が、どこにも負けない形で実現可能と自信を持って断言できるとい うことから、指定管理者として適切であると判断させていただいたものです。

4の指定管理料につきましては、平成18年度の指定管理料決算額は315万5,000円で、19年 度の指定管理料予算額では319万1,000円となっております。平成20年度以降につきましては 今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び、決定させていただく 予定でございます。

以上で、議第7号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についての説明を終わ らせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） この高齢者生きがいプラザを建設した当時というのは、恐らく介護保 険導入のちょっと前だったような気がしますけれども、このときに議論になったことという のは、介護予防ということもあわせて考えた施設であるということ、その当時議論したと いう覚えがあります。

要するに、高齢者の生きがいづくりということもあわせてなんですけれども、高齢者の 方々に、少しでも生きがいづくりの中で、いろいろ手を使ったり、特に陶芸の部分の主にな っていますので、そこでリハビリ的なものも含め、そういう考え方をした施設だと いうこと で建設されたはずです。

そのときの議論もあったものですからお聞きするんですが、こういうことが振興公社でで きるという判断をされたということでしょうか。

福祉事務所長（内田裕士君） 健康と体力づくりみたいなことを通して、当然、介護予防の 関係の予防の方にもつながりますので、そういうことも振興公社の方でできるという解釈で 指定させていただきました。

議長（増田 清君） はい。ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません。この高齢者生きがいプラザの年間の利用数は何人ぐら い ですか。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 18年度でよろしいでしょうか。 18年度末現在で 6,342名でございます。

5番（鈴木 敬君） 年間で 6,300人の利用だということですね。それで隣のスポーツセンターは、大体年間 7万 5,000人ですよね。管理形態も、自主的には高齢者生きがいプラザには人がいなくて、スポーツセンターの方が一緒に見ているというような管理形態だと思いますけれども、これでスポーツセンターと高齢者生きがいプラザを統一した方が、管理がより簡単にいくと思いますけれども。わざわざ所管課を変えて、福祉事務所と生涯学習課と分かれている。なぜ一緒にできないのか、その理由というのは何なんですか。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 生きがいプラザの方は厚生労働省ですか。あそこの方の補助金で施設をつくっておるものですから、その関係もあると思います。実際にはスポーツセンターと生きがいプラザ、両方を振興公社さんの方で連携して管理運営をやっていただいております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 選定委員会の選定結果の報告においても、スポーツセンターとの一体管理の点を生かし利用方法などがとか、運営ノウハウについても 一体化しているというふうなことで、これからも、後はスポーツセンターと、より一体化して管理していくということ を求めていると思うんですけれども。

こういう現実的に管理が一体化しているところに関して、施設そのものを少しでもやっていく。補助金の観点とか 等々あると思いますけれども、そこら辺を何とかクリアできるような方法というのを便宜的でも何でも。あくまでも補助金、こっちの補助金もらって、こっちのあれでやっているから、どうしてもできないんだということではなくして、そこら辺を何とかクリアできるような方法というのは。

例えば、一案としては、あの辺、敷根公園一体化、敷根公園の問題も次 に出てきますけれども、一体化しちゃって、特区が何かにして一体管理するとかいうふうな方法 等も考えられると思いますけれども。そういうふうな縦割り行政だからできないということをいつまでも言っていたら、行政再建とか そういうこともできないわけですから、そこを何とかくぐり抜けていくための方策というのを考えないと、現実的な行政改革もできていかないわけですので。そこら辺のところ、特区ができるかどうかわかりませんが、そういうふうなこと

は考えているのでしょうか、いないのでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 先ほどの、指定管理者を説明する前に副市長さんがおっしゃった、公共施設利用推進協議会で1つの係で担当できないかというのは、一応中で検討しているところでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 7号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

#### 議第 7 8 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 78号 下田市都市公園指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第 78号 下田市都市公園指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の 7 ページをお開き願います。

議案の題名は、下田市 都市公園指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定させていただくものでございます。指定管理者を指定する公の施設の名称は、敷根公園でございます。指定管理者となる団体の名称は、財団法人下田市振興公社でございます。指定の期間は、平成 20年 4月 1日から平成 25年 3月 31日までの 5年間でございます。提案の理由は、敷根公園の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。指定に至りました経過概要につきましては、今までの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

お手数ですが、説明資料の 8 ページをお開き願います。

施設の概要ですが、施設の名称は敷根公園。所在地は下田市敷根 75番地が代表の地番でございます。施設の規模等は、昭和 61年 6月 30日から供用が開始されておる敷地面積 1万 8,616平方メートルでございます。指定団体の概要につきましては、今までの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

施設管理及び運営の提案要旨につきましては(1)管理運営を行うに当たっての経営方針について。(2)安心・安全面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて。施設整備面。利用者の事故防止、救急処置面。公共的安心面。(3)サービスを向上させるための方策について。(4)利用者等の要望の把握及び実現策について。要望の把握。実現策。(5)利用者のトラブルの未然防止と対処方法について。トラブルの未然防止。対処方法。(6)地域との連携、他施設との連携等について。(7)指定管理者の指定を申請した理由についてとなっております。

下田市公共施設利用推進協議会は、下田市振興公社の管理状況につきまして、施設の特性を把握し機能を活用させていると評価しており、下田市公の施設の指定管理者選定委員会は、下田市振興公社の提案について、公社の持つ運営ノウハウや地域ネットワークを有効に利用した実効性の高いものと評価しております。施設の管理運営に長年の実績を積み上げ、また卓越したノウハウを蓄積しており、民間発想の視点を働かせ、効率化への創意工夫による具体的取り組みを推進し、利用者、住民本位の質の高いサービス提供が今後も実現可能で、指定管理者として継続することが適切であると判断をさせていただいたものでございます。

指定管理料につきましては、平成18年度の指定管理料の決算額は4,398万2,000円で、平成19年度の予算額は4,483万5,000円で計上しております。平成20年度以降の指定管理料につきましては、今回提案させていただいております下田市都市公園指定管理者の指定につきましてご承認いただいた後に、改めて予算審議の中で議会のご承認をいただく予定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番(増田榮策君) いささか、ちょっと疑問の点があるものですから、ちょっと教えてもらいたいんですが、敷根公園といいますと、どこからどこまで、どういう範囲で、何と何が入るのか、もう一度ちょっと教えてもらいたいんですけども、そこから。

議長(増田 清君) 番外。

建設課長(井出秀成君) 敷根公園の範囲につきましては、屋外のプール、それから有料施設から入っているんですが、プール、テニスコート、中の陸上関係の広場、それから外周の無料の公園施設一帯を含めたものでございます。

議長(増田 清君) 9番。

9番（増田榮策君） この、たしか公園を含めてだと思うんですが、私の間違いだったら間違いと言っていたいただきたいんですが、以前、体協で、ここを指定管理者制度をやらしてくれないかという陳情が出たような気がするんですが、こういう体協にかかわらず、こういったものの陳情が今まで出ているかいらないか、ちょっとお聞きいたします。

もう1点は、この敷根公園というのは、今ご説明があったとおり、外周を含めてグラウンド、プール、テニスコートと広大なわけなんですよ。現在、振興公社が管理しているけれども、果たして振興公社の職員の体制で、完全にこの辺の指定管理者制度を満たすだけの、ノウハウがあっても、人的なものが少し不足するんじゃないかなと。完全にできるかなという、そういう疑問があるんですね。

例えば、敷根公園全体の植木の手入れ、清掃、芝生の刈るものとか、こういったものは多分外注に出しているんじゃないかなと思うんです。振興公社が直でやる以外に。こういったことを考えますと、敷根公園自体のこれからのもっと利用を考えると、民間の発想でもおかしくないのではないかなという気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の他団体の陳情でございますけれども、正確にはちょっと確認しないと、今記憶に入っていないんですけれども。体協の話は、僕も話は頭の中に残っていますけれども、今陳情書が出ているかどうかにつきましては、ちょっと確認しないと、正確にはお答えできません。

それから、2点目の公園管理等に特に無料公園の方でしょうか、人的不足というご質問ですけれども、振興公社の中で、それぞれ全体が同一時期にすべて忙しいということないものですから、その状況の中で人のやりくりをしていただいて、応援をいただいて、集中的に公園管理をするときは公園管理をするという形をとらせていただいております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） そうしますと、振興公社のノウハウはあっても、実際の管理する労力とかそういったものは振興公社が管理監督をしながら、他の団体をお願いしているというような実態になるんでしょうか。例えば、シルバーとか、そういったものに実態はあれしているのか、その辺。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 委託でなくて、振興公社職員直営でやっております。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

2番（藤井六一君） 今、ヘリポートとして使用していると思うんですけども、このヘリポートとしての位置づけというか、何かそういう確たるものがあるのでしょうか。それが1点。

それから、これまでにヘリコプターが、ドクターヘリが飛んできてくることによつての、運動場を使用している人たちとの間の何かトラブルがあったかどうか、これが2点。

これは補正の中でもドクターヘリポートが出ておりますけれども、このヘリポートができた後も、今と同じような条件というか状態で、ヘリコプターにヘリポートとして使わせるのかどうか、その3点伺います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目のヘリポートの位置づけでございますけれども、関係の所管するところで、しっかりとした協定とっていいのかわ、何ていっていいのかわ。ちょっと手元がないんですけども、しっかりしたものを結んで行っていると理解しています。

2点目の使用上のトラブルですけれども、ああいった施設ですので、突然来られると利用しているときに当然危険ですので、事前に連絡をいただきまして、現場の職員がその旨、退去といたしますか、利用できるような状態に安全を保つようにしております。

それから、今後新たにヘリポートができるんじゃないかという、ドクターヘリのヘリポートができるんじゃないかという関連につきましても、今後も新しくヘリポートができましたにしても、敷根公園は敷根公園で、今までどおりドクターヘリのヘリポートとして利用していく考えでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） トラブルはなかったということなんですが、公式な競技といえるかどうか。あの敷根グラウンドを使つての公式行事、その例えば記録会とか、そうしたときにドクターヘリが突然来て、突然舞いおりるといったことはない、十何分か前に連絡があるかどうかと思いますけれども、そういう競技とか使用、利用を中断する。何か運動施設として問題があるんじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） ご指摘のように運動施設だけをとらえれば、確かに好ましくない部分がございますけれども、もっと大きな目を見た場合に、どうしてもそれは必要があるという判断をしております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） ドクターヘリということで、あくまでも優先させて使うと。そういうことでよろしいですね。はい、わかりました。終わります。

議長（増田 清君） ほかにありますか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 1点だけお聞きしたいんですけれども、敷根公園ということだけではなくして、今回提案された4つの施設に関してなんですけれども、指定管理料を20年度から、今後みんな5年間というんですけれども、その指定管理料は毎年金額を1年ごとに決めていくんですか。

例えば、山の家なんかは3年間の契約で指定管理料ゼロというふうなことで、当初の契約のときに指定管理料まで、3年後のところまでみんな決めて契約を結んだと思うんですけれども、この4つの施設に関して指定管理料は、それぞれ毎年一つ一つ予算化するときに、次の年の金額というのを決定していくんですか。そこをお尋ねしたいと思うんです。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 年度ごと、予算の審議をしていただく計画であります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 敷根プールは、経費の割には非常に利用度が低いというような印象を持っているんですがね。実は、トレーニングルームの活用とか、今回、簡易プールの設置等について提案させてもらったんですが、振興公社の職員が非常に何か理解が少ないというか、非協力的とまでは言いませんが、積極的なあれがなくて、やっぱり、もっと施設の活用についてという、もっと前向きなところ。だから僕は民間なりの方がもっと前向きだろうし、直営でやってもらった方がもっといろんな話がしやすいのかなと。

だから、これまで議論されたように、指定管理者の最大の目的は施設の活用にあるわけですね。より多くの市民の人に使ってもらおうというのが第1の目的で、そのためには公務員がやるよりも、いろんなノウハウを持った民間人がやった方がいいんじゃないかということですね。

振興公社さんが、積極的にいろんなことに取り組んで前向きにやってくれればいいんですが、この18年度、19年度で言うと、ちょっとその辺がいかがかないというふうな感じを持っているんですが、その点についてはどうでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） トレーニングルームにつきましては、議員ご指摘のとおりに今まで答申が出ているわけですが、それでご指摘をいただいております。

その他の施設につきましては、十分、公社の力を発揮しているというふうに理解しています。ただ、そのトレーニングルームにつきましても、過去にもいろいろ、それなりとっては失礼ですが、努力したんだと思うんですが、結果が出ていないということは、私も認識しているわけです。

ですので、今回の議員の質問、あるいは答申を踏まえて、その辺の意向、利用の方策が具体的な検討等、結果が出なければ、何らかのことで、もっと別の有効な利用の方法というものも模索しなければいけないのかなと。その辺はきっちりと公社を含めて議論をしていきたいと、このように考えています。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 17年度にこれを決めて、実績は18年度1年。この19年度で2年目に入るところで、まだまだ実績を見る、結論を出すには短い期間だと思うんですが、振興公社の方とよく話し合っ、より多くの市民の活用を図れるように努力していただきたいと思えます。

要望をもって終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第78号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時52分散会